

## 全 員 協 議 会 記 録

令和 8 年 6 月 4 日（木）  
10 時 06 分～16 時 53 分  
全 員 協 議 会 室

### 〔出席議員〕

澁谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、  
村木議員、森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、  
串崎議員、小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、  
川神議員

### 〔執行部〕

三浦市長、江角副市長、久佐教育長、久保健康福祉部長、西川産業経済部長、  
草刈上下水道部長、大屋政策企画課長、板本商工労働課長

### 〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

---

【開会前：全国市議会議長会・中国市議会議長会 表彰の伝達】

### 議 題

#### 1 執行部報告事項

- (1) 第3次浜田市総合振興計画策定方針について (地域政策部)
- (2) 令和8年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議への取組について (健康福祉部)
- (3) 道の駅ゆうひパーク浜田について (産業経済部)
- (4) 水道料金の改定に伴う市民周知について (上下水道部)
- (5) その他

#### 2 行政視察レポートについて

- (1) 産業建設委員会

#### 3 議会運営における留意事項について

#### 4 議員定数等議会活性化特別委員会の検討状況について

#### 5 地域井戸端会の報告書の共有及び回答の作成等について

6 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 令和7年度における「議員の請負状況等」の報告について  
【提出期限：6月30日(火)】
- (3) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 06 分 開議 ]

○議長

ただいまから、令和8年6月4日の全員協議会を始める。それでは、議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 第3次浜田市総合振興計画策定方針について

○議長

資料1-(1)を参照されたい。政策企画課長。

○政策企画課長

1番目、「計画策定について」である。

背景は周知のとおり「第2次浜田市総合振興計画後期基本計画」（令和4年度～令和8年度）に基づいて、総合的かつ計画的な政策や施策を推進してきた。

現行計画が令和8年度をもって終了することから、今年度に第3次総合振興計画を策定する。計画の名称に関しては「第3次浜田市総合振興計画」としているが、名称等については今後検討したいと考えている。

計画の期間に関しては、市長の任期4年に合わせることを基本とし、計画期間内に方針変更等があった場合は一部を変更することができるものとする。原則として、就任後2年以内に策定するという考えで進めている。

続いて、2番目「計画の構成と期間」についてである。計画の構成は、これまでの総合振興計画と同様に基本構想と基本計画とし、今後、議会の議決の対象として審議してもらう予定にしている。

資料の2ページを参照されたい。(1)の基本構想に関しては、本市の将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念や基本目標を定めるものである。今回の第3次計画に関しては、目標年次をおおむね8年後の令和16年度までとする8年間の基本構想を策定したい。

(2)の基本計画に関しては、基本構想を実現するための基本的なまちづくりの政策・大綱を示し、各分野の課題や施策を総合的に体系化するものである。

また、各分野の施策において、その成果指標となる代表的な目標としてKPIなども設定し、基本計画の中で示しながら計画を策定していきたいと考えている。

計画期間に関しては、基本計画を前期4年、後期4年に分け、今回は令和9年度から令和12年度までの4年を期間とする前期基本計画を策定することとしている。

続いて、3の「計画策定の視点」についてである。5点挙げる。

1点目は、「市民と行政とのまちづくりの羅針盤となる計画づくり」である。協働によるまちづくりを推進するため、より分かりやすい市の運営方針として策定したいと考えている。

2 点目は、「市民などの意見を反映した計画づくり」である。市民委員会、ワークショップ、市民アンケート、子どもアンケート、シンポジウム、各種団体などへのヒアリング、パブリックコメントなどを通して、市民の意見を幅広く取り入れて計画に反映したいと考えている。

3 点目は、「ウェルビーイングの視点を取り入れた計画づくり」である。市民の幸福度を高めることを重視した計画を策定したいということで、第2次から新たな視点として計画に取り入れて計画づくりをしてきたい。ウェルビーイングとは、身体的、精神的、そして社会的に、全てが満たされた状態であることと定義されている。これまでの指標は客観的な統計データが中心であったが、今回は市民が主観的に抱く幸福度や満足度といったウェルビーイングの指標を取り入れ、今後の施策の参考としながら政策を推進したいと考えている。

4 点目は、「各種計画などとの整合」である。これまでと同様に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本計画に内包するとともに、各部局が策定する個別計画との整合性を図りながら進める。

5 点目は、「進捗管理と評価の仕組みづくり」である。計画策定後は毎年、進捗状況などの評価を行い、施策や事務事業などの見直しにつなげていける計画にしたいと考えている。

資料の3ページを参照されたい。

4 の「策定体制」についてである。市民参画体制として浜田市総合振興計画審議会を設置し、意見をもらいながら計画をまとめる。また、庁内でも、市長、副市長、教育長、部長級を構成員とする策定委員会を組織し、審議を進める。

最後に、5 の「スケジュール（予定）」についてである。記載のとおり、すでに第1回の審議会を開催し、計画策定についての諮問を行っている。今後、市民アンケートやワークショップなどを重ね、計画の答申案がまとまった段階で、議会とも意見交換を行いながら進めたいと考えている。

それから、パブリックコメントなどを経て、最終的には12月下旬頃に審議会から答申を受け、来年の3月定例会議において総合振興計画の議案を提出し、審議してもらうスケジュールである。

### ○議長

ただいまの報告について、質問などはあるか。

### ○森谷議員

最近、カスハラやDXなど片仮名の言葉が多く使われているが、今回も「ウェルビーイング」という言葉が出てきた。先ほどの説明を聞いただけではイメージが湧かない。もっと分かりやすく市民向けに言えば、どういうことか。

### ○政策企画課長

先ほども少し説明したが、市民が本市の施策や施設、現在の生活環境などに対して、主観的にどのような幸福感や満足感を持っているかということである。これらについてアンケート調査を行い、例えば現在の自然環境や交通利便性などについて、10

点満点で何点と感じるかという満足度を数値化する。その結果を今後の施策や環境の維持・向上に役立てるための指標として活用し、政策に反映させていくという内容を考えている。

### ○森谷議員

このアンケート調査の概要について、どういった方法で、何人を対象に、どのような内容で実施する予定か。

### ○政策企画課長

市民アンケートに関しては、これから実施を予定しており、市民の中から無作為に3,000人を抽出して、配布などを行う計画で進めている。

### ○森谷議員

市民がどう思っているか、幸せに思っているかという視点は、今に始まったことではない。行政は当初からそれを目的に事業を行っているため、ただアンケートをとれば良いというものではない。

アンケートは設問の選択肢や質問の仕方によって、結果をある程度調整できてしまう側面もある。したがって、アンケートの客観性をチェックする仕組みを必ず作るべきであるというのが1点である。

もう1点だが、以前、現在の旭支所長であるがブータンへ行った際、「人々はそれ以上のものを望まない。望まないからこそ不満がなく、満足しているのだ」と報告していた。このように、市民の表面的な満足度だけでなく、その背景や本質的な部分まで掘り起こしていかなければ意味がないということを念頭に置きながら、計画策定を進めるべきである。

### ○議長

ほかに質問などはないか。

### ○足立議員

この総合振興計画は、法律上の義務から条例に基づく策定へと変わっているが、三浦市長が就任してからすでに半年以上が経過している。この策定スケジュールを見ると、来年の3月定例会議において議決を求める予定である。

これでは、現市長の任期が1年半経過した時点から、ようやく新しい計画がスタートすることになる。しかし、策定方針には「原則として市長の任期に合わせて策定」とある。もっと早い段階で、たとえば就任後1年以内などに市長の思いを込めた総合振興計画を策定すべきではないか。少し時間がかかりすぎているように感じるが、どう考えるか。

### ○政策企画課長

来年3月の議決に向けて調整を進めているが、三浦市長が就任したことで、その思いやこれまでと異なる新たな視点をしっかりと盛り込んだ計画にする必要がある。時間を掛けて丁寧に策定し、市民にしっかりとお伝えできる内容に仕上げたいと考えている。進める中で、時間がかかっているように見えるかもしれないが、そうした背景から、来年の3月定例会議での提出を予定している。

## ○議長

補足はあるか。

## ○副市長

ただいま課長が答弁したとおりだが、就任から1年半後に大きな計画を示すのは遅いという指摘も確かである。しかし、1期目の最初の総合振興計画となるため、市民の総意を丁寧に集約して作り上げていくことも非常に重要であり、今回は丁寧なプロセスを重視した。

それであると「市長の顔が見えない」といった意見を一部地元紙でも書かれたが、それに対応するため、市長が考えている個別施策のうち、早期に実施できるものに関しては、9月定例会議や12月定例会議などの予算編成の中で、段階的に前倒しして予算案を上程したいと考えている。具体的な個別予算を先に示しながら、3月に全体の計画を提示するという方法で進めることを考えているため、この点について理解をいただきたい。

## ○足立議員

説明の趣旨はよく分かるが、一方で時代の変化は非常に早く、情勢も刻一刻と変わっている。そうした中で、就任から1年半後まで待つて新計画を策定するとなると、選挙公約も含めて市長自身が実現したい施策に取り組める期間は、残り約2年半しかなくなってしまふ。これではあまりにも時間が足りないのではないか。

それであれば、就任後1年以内に一度総合振興計画を策定し、市民の声を拾いつつも、時代の流れに応じて必要な改正や変更を柔軟に行って進めていくという方向性も考えられる。

今後の進め方として、そうした方法も検討してはどうかと思うが、意見を聞きたい。

## ○議長

市長どうか。

## ○市長

私の本音を言えば、10月下旬に就任した後、翌年3月の当初予算編成において、一つひとつの事業にしっかりと向き合い、私の思いを当初予算に全面的に反映させたかったという気持ちはある。しかし、予算編成のプロセスの都合上、全てを出し切ることはできなかった。その結果、メディアをはじめ各方面から指摘を受けているのだと受け止めている。

現在、行政連絡員会議などの場で地域に出向き、施政方針を説明する機会を得ているが、そこでも「前年度と変わらないのではないか」という意見を受けることがある。現行の第2次計画の期間中であるため、計画の整合性を保つ観点から全体の枠組みを大きく変えることは困難だが、中身の事業については、見直すべきものは見直し、注力すべきものには予算を投じるという対応を行っており、その旨を市民に説明している。

総合振興計画は本市の最上位計画であり、これを市民に示して今後の方向性を早

く伝えることが必要であるという足立議員の指摘は、そのとおりである。私も同じ思いだが、私が就任して初めて策定する計画であるため、丁寧に作り上げたいと考えている。

特に、今回は本市として初の試みとなる「子どもの意見聴取」や「ワークショップ」を取り入れ、どのように意見を反映していくか、市民団体とも意見交換をしながら進めている。このような新しい取組を行うことで、意見の集約にどうしても時間を要してしまう点については理解をいただきたい。

今後はこれまでの経験を生かして、策定にかかる時間を短縮していくことは可能だと考えている。

また、副市長が答弁したとおり、通年議会の中で9月や12月の段階でも、「これを実施したい」という提案はできるだけ前倒しで提示していく。任期の中で公約に掲げた取組をしっかりと形にし、成果を出せるよう、時間を凝縮して進める。

ご指摘を真摯に受け止め、今後の計画や施策の提示方法には配慮していくため、理解をお願いします。

#### ○議長

ほかに質問などはないか。

#### ○今田議員

3の「計画策定の視点」の(2)に「子どもアンケート」とあるが、対象となる年齢層の想定や、どのような内容を想定されているのか、現時点での方向性を聞きたい。

#### ○政策企画課長

現在、子どもアンケートに関しては、小学校5年生から大学生までを対象とすることを想定している。内容については、先ほど説明したウェルビーイングの視点から、「浜田市のどのようなところが好きか」といった項目を含め、小学生であれば15問程度で回答できる内容を検討している。

#### ○議長

ほかにないか。

#### ○小川議員

同じく、計画策定の視点についてである。最近、最上位計画を策定する際に、未来の視点から現在を考える手法が注目されており、「フューチャーデザイン」という言葉で表現される。これは、持続可能な自治体運営に向けて、将来のあるべき姿から逆算して現在の課題を捉える手法であり、実際にワークショップなどを通して計画策定に導入している自治体も増えている。

今回の第3次計画を策定するに当たり、このようなフューチャーデザインの視点を取り入れた検討は行われているか。

#### ○政策企画課長

アンケートやワークショップなどをおして、将来「どのような浜田市になってほしいか」という意見をもらい、将来を見据えながら「今、何に取り組むべきか」という視点で計画を作成したいと考えている。現在生活している市民がどう感じている

かという現在の視点と、今後どうしていくべきかという未来の視点の双方をバランスよく取り入れることが大切であり、審議会でもその点について議論がなされている。

未来の理想ばかりに偏るのではなく、現在の課題解決も重視しながら計画を策定する。

### ○岡山議員

この総合振興計画の策定に当たり、先立って「育ち育てる浜田をつくる市民委員会」が開催された。これに参加した市民からは、これまでにないほど参加しやすく、最上位計画に関わりやすかったという意見を聞いている。

この市民委員会から審議会の委員に選ばれた者もいるが、選ばれなかった者も多数いる。審議会の委員に入っていないなくても、審議会の中でどのような議論がなされているのか、その進捗を市民が途中段階で知ることができる仕組みが必要ではないか。ホームページで議事録を確認することはできるが、自らアクセスして読み込むのはハードルが高いため、たとえば広報紙などにおいて、「現在、第2回審議会が開催され、このような議論が行われました」といった情報を定期的に知らせることで、計画をより身近に感じてもらえる。

また、その際にあわせて「市民アンケートや子どもアンケートを実施します」といった周知を行えば、より市民の関心を高められると考えるが、考えを聞きたい。

### ○政策企画課長

市民委員会の状況や審議会の議論のプロセスに関しては、現在もホームページなどに掲載している。今後もホームページ等には掲載をしていくが、市民により分かりやすく経過をお伝えするため、広報紙などを活用して、現在どのような計画策定が進められているかを知らせる取組についても検討したいと考える。

### ○岡山議員

ワークショップなどに参加しても、その後に策定された完成版が提示されるだけで、途中のプロセスへの関わりがパブリックコメント程度に限られてしまうケースが少なくない。せっかく新しい浜田市の形を示す最上位計画を作るのであるから、市民が身近に関われるよう、情報発信の工夫をお願いする。

### ○議長

ほかに質問などはないか。

### ○花田議員

先ほど子どもアンケートに関する説明があったが、このアンケートが子どもたちの手元に届くまでに、どのような経路や手法で配布されるのか伺う。

### ○政策企画課長

子どもアンケートについては、学校を通じて依頼する形となる。先般の校長会等においても、子どもたちを対象としたアンケート調査を実施する旨を説明し、協力を要請したところである。

これまでも学校を通じて同様のアンケートを実施してきた経緯があり、今回も同様に学校等を通じて依頼する考えである。

## ○花田議員

子どもたちのもとには様々なところからアンケートが届くと思われるが、今回のように子どもから直接アンケートを取る試みは初めてであると、先ほど市長からも発言があった。子どもたち自身の意見が実際にまちづくりにつながるのだということをしっかりと理解させ、このアンケートを起点として自分たちもまちづくりに関わっていくのだという意識を持てるよう、子どもたちを巻き込んでいってほしいと考えている。

単にアンケートを実施して回答を集めただけで終わらせるのではなく、アンケートに書いた意見がどのように生かされるのかを示すことが重要である。7月にワークショップの開催が計画されているが、アンケートに回答した子どもたちがそのワークショップにも参加したいと思えるようにするためには、なぜこのアンケートに参加するのかという目的や自分たちの役割を明確に認識してもらう必要がある。それができれば、子どもたちの意欲も高まり、大人が驚くような意見が数多く出てくるはずである。

したがって、アンケートの実施が、校長から担任へ渡され、単なる作業として事務的に処理されてしまうような流れで終わってしまっては非常にもったいない。例えば、市長からのメッセージを添えるなど、子どもたちの意見を真剣に求めているという熱意が伝わる方法をぜひ取り入れていただき、子どもたち自身が市とつながっているという実感を持ちながら参加できるような工夫をしていただきたい。

## ○市長

メッセージを添えて子どもたちに届けたいと思う。

子どもたちが意見を表明するに当たっては、その安心安全が担保された環境づくりが非常に難しいと考えている。学校や家庭、周囲に親がいる状況など、子どもたちが本音を言える環境をいかに作るかが重要である。

こうした取組は本市としてこれまでできていなかったもので、子どもの権利や参画を重視して活動している者から意見をもらいながら、しっかりと環境を整えていく。アンケートの取り方やワークショップの運営方法についても研究を重ねて進める。メッセージを考えておく。

## ○副議長

スケジュールにある「総合振興計画審議会」の委員構成やメンバーについては、すでに議会等へ公表や報告はなされているか。

## ○政策企画課長

審議会委員のメンバーに関しては、ホームページなどで公表しているが、議会に対しては、まだお知らせや報告は行っていない。

## ○議長

後ほど構成メンバーの情報を提示してほしい。委員は何名か。

## ○政策企画課長

全体の人数は25名である。

## ○議長

後ほど、タブレット端末などで資料を送ることにする。

## ○副議長

市長も言ったとおり、総合振興計画は本市において最も重要な計画である。どのような形で審議会が進められているのか、ホームページを見れば分かるとはいえ、議会に対しても適時報告や共有をお願いしたい。

## ○議長

そのほかあるか。

( 「なし」という声あり )

各議員から様々な指摘があった。かつては、この総合振興計画審議会に議会からも議員が参画していたが、自ら策定に加わった計画を議会で議決することは二元代表制の観点から問題があるとの指摘があり、現在は議員が審議会に加わらない運用が続いている。

しかし、議会側の意見や視点を反映することも必要であり、計画が最終決定された段階で提示されても、その修正を求めることは極めて困難である。そのため、今後の進捗状況に関しては、定例会議の全員協議会などの場において、随時、経過報告を執行部にお願ひする。

次に移る。

## (2) 令和8年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議への取組について

### ○議長

資料1-(2)を参照されたい。健康福祉部長。

### ○健康福祉部長

本件は、浜田市社会福祉協議会を相手方として実施する「浜田市社会福祉協議会助成事業」及び「地域包括支援センター運営事業」の2事業について、予算執行に関する附帯決議を受けたものである。本年3月の予算決算委員会において、ご理解をいただけるような十分な説明ができなかった点に関して、改めて説明する。

それでは、附帯決議に対する取組について説明する。

まず、1「浜田市社会福祉協議会の状況について」である。事業ごとの説明に入る前に、浜田市社会福祉協議会の全体の収支状況などについて説明する。

(1)の「収支状況」の表を参照されたい。令和3年度以降の5年間における浜田市社会福祉協議会の収支状況を、法人全体、介護保険事業、介護保険事業以外の3区分に分けて記載している。

単年度収支に関しては、法人全体で毎年2,000数万円から4,000万円程度のマイナスとなっており、介護保険事業及びそれ以外の事業ともに、経常的な赤字を抱えている状況である。これまで地域福祉基金からの繰入れなどを行うことで決算を組んできたが、地域福祉基金の令和7年度末残高は1億3,146万2,000円まで減少しており、今後の安定的な団体運営を継続することが困難な状況になりつつある。

同ページ下部の「地域福祉基金の推移」グラフのとおり、令和3年度末に約2億6400万円あった基金残高が、令和7年度末には半減している。

資料2ページの(2)「人件費補助の状況」を参照されたい。これも、令和3年度以降の計5年間に関する状況を記載している。ここでいう補助金額とは、市が人件費補助を行ったもの、補助対象人件費とは、この補助対象人件費の範囲内で社会福祉協議会が支出した人件費の総額を指す。この補助対象人件費の範囲内で、市は人件費補助を行っており、必要額を超えて補助をしたことはない。差額分は社会福祉協議会の赤字となり、基金などから補填されている。なお年度ごとの職員構成は、表の記載のとおり、令和7年度では、正職員13名を含め、全部で計25名分に充てられている。

続いて大きい2番「社会福祉協議会助成事業について」である。ここで附帯決議で求められた3項目について順に説明する。

まず、(1)「人件費補助の積算根拠及び事業効果の明確化」についてである。平成31年度から令和7年度までは、浜田市社会福祉協議会の法人運営及び地域福祉事業の実施に必要な範囲の組織・人員を正規職員に換算して、16人分の補助額を設定していた。ただし、ここには他の委託事業、指定管理事業、介護保険事業に関わる人員は含んでいない。令和8年度当初予算の積算において、改めて現在の浜田市社会福祉協議会の業務のうち、地域福祉推進のための事業に必要な人員を洗い出し、業務に当たる職員数や役職を整理して積み上げ、市において精査し、必要な正規職員数を18.59人、ほぼ19人と算定した。その内訳をアの「業務別必要人数」として記載している。

資料3ページの「イ 当初予算積算額」を参照されたい。

階級ごとの必要人数を算定し、1人当たりの補助金算定額を乗じて、令和8年度の予算提案を、対象人員19人分、補助金額合計1億2,416万9,000円とした。右側には参考として、平成31年度当初の数値を合わせて記載している。

先の予算決算委員会において、社会福祉協議会の人件費が高いのではないかとという趣旨の意見も受けた。まずここに挙げられている1人当たりの補助金算定額には、資料の注記に記載しているが、給与に各種手当や社会保険料、退職手当積立金など、事業主が負担する費用を盛り込んでいる。

したがって、職員に支給される給与総額そのものではなく、事業主負担分を含んだ総額、もっと大きい額である。

また、給料表の構造自体は市に準じているが、実際の支給基準は社会福祉協議会独自の給料表を適用している。階級ごとに異なるが、それぞれ浜田市よりも2.5%から5.0%程度少ない額で構成されている。

その比較として参考に「浜田市職員給与月額との比較」を掲載している。これは23歳大卒で新規採用された職員が、その後40歳で係長、50歳で課長になった場合の基本給を比較したものである。これを見ると、年齢が上がるにつれて給与差が拡大している。これは給料表自体が社会福祉協議会の方が低いことに加え、初任給の位置付けが市職員より低く始まることによる。

また、定期昇給に関しても、市職員が4号給昇給するのに対して、社会福祉協議会職員は3号給にとどまる。1年での昇給幅が市職員より小さいため、毎年積み重なると差が大きくなる。

予算決算委員会において、社会福祉協議会の職員の給与に関する説明が口頭であり不十分であったため、ここで補足する。

続いて、資料7ページ下部の「ウ 令和8年度人件費補助の状況」についてである。表の①R7 予算額は、前ページの実績値である1億182万1,000円である。

②R8 予算額は、今年度の予算として提案した額であり、その差額である2,234万8,000円が現在執行保留となっている。

前年度比で2,200万円余りの大幅な増額となり、「十分に足りる額ではないか」と見えるかもしれないが、その隣の③R8 補助対象人件費は1億3,250万7,000円となっている。

今年度、社会福祉協議会が必要と見込んでいる人件費総額はこの金額であり、今回の予算額を満額執行したとしても、予算上ではあるが約830万円が不足する。

なお、この補助対象人件費の内訳は、正規職員14名を含む合計25名分である。

続いて、資料4ページの「事業効果の明確化」についてである。

浜田市社会福祉協議会の事業は、地域福祉活動や組織・団体への支援など側面支援に関わるものが多いため、直接的な活動が見えにくく、取組が分かりにくい面がある。

「どのような事業を行っているのか分からない」という意見に対しては、浜田市社会福祉協議会が実施する、住民などへの事業活動の説明や事業報告によって、活動内容を広く周知し、市民から直接評価をもらうことで、明確化につなげる。

続いて、資料4ページの(2)、附帯決議の2項目目となる「事業別コスト構造及び人件費構成の透明化」についてである。

この詳細については、別紙「事業別収入・支出構造（令和7年度決算）」を参照されたい。

ここでは社会福祉協議会の事業を八つの区分に分類して示している。

まず、「①法人運営事業」についてを参照されたい。市による人件費補助は、法人運営事業や地域福祉等推進事業などを担う職員の人件費を補助対象としている。この事業では、対象人件費として支出に1億1052万9000円を計上しているが、市からの補助金額（収入の2番）は1億182万1,000円となっており、これは令和7年度の実績と一致する。市が補助対象人件費の全額を補填しているわけではないため、この不足分が要因となり、この事業では赤字である。

次に、「②島根県社協受託事業」及び「③市受託事業（地域包括支援センターを除く）」についてである。これらの事業に従事する職員の人件費は、一部を除き、基本的には「①法人運営事業」で計上されている職員が兼務して対応している。事業実施に伴う受託金収入がそのまま充当されるため、収支の差額は生じない。

続いて2ページ目を参照されたい。

「④地域福祉等推進事業」及び「⑤ボランティアセンター事業」については、人件費の直接的な支出は伴わず、法人運営事業の職員が兼務して実務を担当している。これらの事業は、会員からの会費や事業収入、県・市からの補助金を原資に実施されるが、十分な事業収入が得られないことから、赤字である。

次に、「⑥地域包括支援センター事業」であるが、必要な業務の一部が委託料の対象に含まれていないなどの理由により、委託事業でありながら赤字が発生している。

また、3 ページ「⑦その他の事業」については、その他の諸事業をまとめて計上している。「⑧介護保険事業」については、現在非常に大きな赤字が発生している状況にある。

以上のように、各事業を整理してコスト構造を可視化した。社会福祉協議会の事業は住民福祉に直結する不採算事業が中心であり、自主的な収益を上げることが極めて難しい構造になっている。本来、収益を上げて全体を支えるべき介護保険事業も、近年は赤字が続いている。人件費の用途の透明化という点についても、市が支出した人件費補助は、必要とする人件費に充てられており、単に活用のしようがないものではないことを確認できる。

続いて、本編資料4 ページを参照されたい。(3)「事業の整理統合など、効率的な事業運営に向けた見直しについて」である。

この見直し項目は、浜田市社会福祉協議会の組織運営における極めて重大な方針であり、法人の理事会の承認を得て示されたものである。

まず、「ア介護保険事業の廃止」である。現在赤字を重ねている介護保険事業について、今後の廃止に向けて取り組んでいく。民間事業者の参入状況などを勘案しつつ、赤字の多くを占める事業については、3 年を目途に廃止に向けて進める。なお、一部の事業ではすでに廃止に向けて具体的な動きを開始しており、今年度中の廃止を見据えているものもある。事業廃止に当たっては、従事している職員の処遇や雇用維持への配慮が必要となるため、全体として3 年程度を目途としているが、可能な限り早期の対応を進める。

各事業の具体的な方針としては、まず「訪問介護事業」及び「障がい福祉サービス（居宅介護）」について、すでに廃止に向けた準備に入っており、関係事業者などへの調整や課題調査を進めている。「訪問入浴介護事業」については、市内で新たに事業実施を目指す民間の事業所があることを確認したため、社会福祉協議会において円滑な事業継承に向けた協議を進めている。

三隅地区の「杉の森デイサービス（通所介護施設）」については、定員 30 名の事業であるが、新規利用者の受入れを停止して徐々に事業を縮小させる方法に加え、既存の施設や事業自体を他の民間事業者を引き継いでもらう譲渡の方法も並行して模索する。

また、さんあいデイサービスについては、一定の整理を要することから、他の事業の廃止を優先して進めた上で対応を行う。

次に、「イ 財政健全化・経営安定化計画（仮称）の策定」についてである。

現在ある経営改善計画を含め、介護保険事業の廃止や縮小を最大の柱とした新たな健全化計画の策定を進める。計画案の主な内容としては、介護保険事業の見直し、人件費などの見直し及び社会福祉協議会会員会費の見直しの3点を考えている。ただし、人件費の取扱いについては、職員個人の処遇に直接影響する内容であるため、社会福祉協議会の理事会において「慎重な検討を重ねるべきである」との意見が複数出されている状況である。

以上が社会福祉協議会助成事業に関する説明であるが、これらを踏まえた本市の考え方と今後の対応について述べる。

浜田市社会福祉協議会は、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の様々な社会資源とのネットワークを有しており、多くの地域住民との協働を通じて、地域の特性を踏まえた創意工夫を凝らした様々な事業に取り組んでいる。その取組を通じて地域の福祉活動の拠点としての役割も果たしており、本市にとって欠かせない団体である。

このたび令和8年度当初予算において、社会福祉協議会助成事業における人件費補助の増額に至った理由は、事業に対する人的必要量の見直しによるものであるが、浜田市社会福祉協議会の存続を図るという目的も重要である。今後も赤字決算が続けば、近い将来破綻することは明らかであるため、説明のつく範囲で最大限の補助を行うよう、今回の予算措置に至った次第である。

人件費補助の積算に当たっては、現在の業務のうち、地域福祉推進のための事業に必要な人員を洗い出し、業務に当たる職員数や役職を整理して積み上げた結果、必要な正規職員数を16名から19名に変更したところである。当面はこの予算を確保して地域福祉の充実を図りつつ、介護保険事業からの撤退や組織のスリム化等を行い、持続可能な財務体制への転換を図るよう浜田市社会福祉協議会に取組を促すとともに、市としても指導・助言を行っていく所存である。

続いて、資料5ページの3「地域包括支援センター運営事業について」である。

(1)の「運営業務委託料」を参照されたい。令和8年度の運営業務委託料は、前年度と比較して1,117万6,000円の増額となる9,770万円を提案しており、この増額分が現在執行保留となっている額である。

増額の主な内訳としては、1点目に、地域包括支援センターの専門職配置に伴う人件費の増額分が632万9000円である。国が定める配置基準に基づき、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種、計12名分及びセンター長の人件費の一部を計上しており、人事院勧告に伴う給与改定分を反映したものである。

2点目に、事務員1名分の人件費437万4,000円を新規に委託料の積算へ計上している。地域包括支援センターでは、介護予防プランの報酬請求業務など多大な事務作業が発生する。実態として従前より事務員1名が配置されていたが、これまでは委託料の積算に対象として含めていなかった。業務実態を精査した結果、配置の必要性を確認したため、計上した。

3点目に、事業費、事務費として47万3,000円を増額している。これは、OA機器の更新など業務に必要な経費を計上したものである。

続いて、附帯決議で求められた内容について、(2)「相談支援体制、地域ケア会議の運営状況及び訪問活動等の実績整理と事業評価」についてである。「ア 相談支援体制」に関しては、国が示す「高齢者人口 3,000 人から 6,000 人に専門職 3 職種各 1 名を配置」という目安に基づき、本市全体の高齢者人口約 1 万 8,400 人に対して専門職 12 名を配置しており、基準に準じた適正な配置体制を維持している。また、市街地に比べて高齢者人口の少ない中山間地域においても、本所を中心としてカバーできる広域的な支援体制を整えている。

「イ 地域ケア会議の運営状況」について説明する。地域ケア会議については 14 件の実績があった。この 14 件は、個人の困難事案に対して必要な関係者が協議し、対応を行った事案である。こうした個人レベルの困難事案への対応以外に、地域や市全体としての課題を検討する場も地域ケア会議に位置付けられるが、これについては市が担うという役割分担で行っている。

次に、「ウ 訪問活動等の実績」についてである。センターでは様々な相談を受け、ニーズに応じた支援や関係機関へつなぐなどの対応を行っており、資料の①において「総合相談」として一括計上している。内訳は記載のとおりである。相談の形態としては、窓口への来所や電話等で伺うほか、センターからの訪問や電話対応等も行っている。

②の権利擁護事業については、成年後見制度の利用に向けた対応や、消費者相談といった対応を行ったものである。

③の介護予防ケアマネジメントは、要支援認定を受けた方などへの介護予防計画の作成を行うものである。センターで対応するものと市内の事業所に委託して行うものの合計で、1 万 112 件ほど対応している。

④の包括的継続的ケアマネジメントは、円滑な高齢者支援に向けて、ケアマネジャーへの支援や連携協働体制づくりを進める取組である。研修会の実施や、課題のある事案に対する訪問相談、助言等を行った。

続いて、6 ページの事業評価についてである。後ほど説明するが、地域包括支援センターの評価は国による評価指標が定められており、それに沿って実施している。その結果、必要な事項はおおむね達成されている。ただ、課題として、地域ケア会議で困難事案等に対応した際、課題解決は行ったものの、その後の変化をモニタリングするルールや仕組みづくりまでは行われていないという点があった。

全体の評価として取り組めた点としては、組織マネジメントや研修会への参加機会の確保などの人材育成、また各種会議や日常の業務等を通じての関係機関や地域とのネットワークづくりといった取組が挙げられる。

続いて、附帯決議で求められた項目の 2 項目目となる「(3) 地域包括支援センターの機能強化に向けた運営方針及び成果指標の明確化について」である。

まず、運営方針として記載の 9 項目を挙げている。運営方針は実施する年度の前年度末、例えば今回令和 8 年度事業を進めているが、令和 7 年度末の段階で、市とセンター等で運営方針の内容確認を行う。それを受け、外部委員を交えた地域包括支援セ

ンター運営協議会に諮り、内容を確認していただいた上で掲げるという手順を毎年行っている。機能強化に向けた点では、特に⑨の自己評価と市・運営協議会による定期点検評価を受けての事業運営の見直しという点を位置付けている。

次に成果指標であるが、先ほど述べたとおり、指標は国が示しており、これに基づき取組の評価を行っている。評価の項目でも述べた内容と重なる部分があるが、評価項目は全部で8種類に分類され、70項目程度ある。この中でも、②の組織運営体制や③の総合相談支援事業などは評価が高いものの、⑥の地域ケア会議については、更なる取組が必要であると評価している。

次に、「ウ 今後管理する取組指標」について掲げている。先ほどの成果指標の項目を見ていただくと、内容を共有しているか、確認しているか、実行しているかといった、実施の有無が評価対象の中心となっている。そのため、量や数値を過度に求められるものではないが、そうした中でも今回は3項目ほど挙げている。これらの内容については、実績件数や状況の推移を追跡し、センターの機能向上や課題抽出等につなげていきたいと考えている。

最後になるが、地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援する総合相談窓口となる機関である。こうした役割をしっかりと果たせるよう、引き続き取組を進めていく。

#### ○議長

ただいまの報告について、質問などはあるか。

#### ○森谷議員

社会福祉協議会は全国に存在する組織であり、それぞれの地域に介護施設や事業者などが存在する。県内他市や全国の状況はどのようになっており、どのような方法で赤字課題を乗り越えているか、その実態について教えてほしい。

#### ○健康福祉部長

各地の社会福祉協議会における経営状況や人件費補助のあり方は多種多様である。島根県内においても、必要とする人件費の全額（100%）を市町村が補助している自治体もあれば、一定の基準を設けてその9割程度を補助している自治体もある。

また、経営に関して言うと、介護保険事業を社会福祉協議会自らが運営しているかどうかについても、地域によって異なる。介護保険事業を一切行っていない社会福祉協議会もあれば、民間事業者が十分に参入している地域において、社会福祉協議会が事業規模を縮小、整理しているケースもある。そのため一概に他市との比較は困難だが、全国的に見ても、訪問入浴や訪問介護などの採算が厳しい事業を抱える社会福祉協議会においては、経営に苦慮している事例が多く見られる。

#### ○森谷議員

介護保険事業を行っていない社会福祉協議会が存在する地域では、民間事業者がその役割を代替しているという理解で良いか。

#### ○健康福祉部長

浜田市社会福祉協議会について言うと、まず、介護保険制度が始まったのは25年

ほど前であるが、当時は新しい制度であったため、それを担う事業者はあまり存在しなかった。事業者数が少なかったこともあり、制度開始前から事業を実施していた社会福祉協議会がそのまま継続してサービスを提供し、ある意味で浜田地域における重要な役割を担ってきたという経緯がある。

他の地域においても、介護保険制度の開始時には従前から社会福祉協議会が事業として行っていたケースがかなり存在し、そのまま継続して役割を担ってきたという実態は、本市と同様に他市においてもみられた。しかし、その後、保険制度が浸透していく中で多くの民間事業者が参入し、そちらがしっかりとサービスを担う地域も多く出てきたため、社会福祉協議会の介護事業は順次縮小されてきたという背景がある。

#### ○森谷議員

そこまでの詳細は聞いておらず、質問も簡潔にしているため、答弁も短めをお願いしたい。

介護保険事業を実施していない社会福祉協議会が存在する地域については、民間事業者がその役割を担っているという認識で良いか。

#### ○健康福祉部長

そのとおりである。

#### ○森谷議員

社会福祉協議会が介護保険事業を行わなくても、大きな問題が生じるかどうかは決まっていないということであると認識した。

資料1ページの1の(1)の表と、2ページの一番上の人件費補助について伺う。1ページの収支は、人件費補助を含めた上での収支か、それとも補助がなかったとしての収支か。

#### ○健康福祉部長

1ページと2ページの上段は、これまでの実績を記載している。2ページにある人件費補助の実績を含めた上で、1ページの収支が出ていると理解いただきたい。

#### ○森谷議員

ということは、もし市からの人件費補助金がなければ、実際の赤字額はさらに巨額なものになるという認識で良いか。

#### ○健康福祉部長

そのとおりである。

#### ○森谷議員

資料6ページの下部に「市において精査し」とあり、アに「業務別必要人数」の細かい積算が記載されている。この積算に関する資料や精査のプロセスについて、情報公開請求などで開示を求めることは可能な資料か。

#### ○健康福祉部長

当初予算の算定時に社会福祉協議会から人件費の内訳を提出してもらい、市が精査した。それをまとめたものがこの表であるため、プロセスに関する資料は存在し、確認いただける。

**○森谷議員**

結局、「はい」か「いいえ」か。

**○健康福祉部長**

「はい」である。当初予算の算定時に社会福祉協議会から人件費の内訳を提出してもらい、市が精査した。それをまとめたものがこの表であるため、プロセスに関する資料は存在し、確認いただける。

**○森谷議員**

資料3 ページ上部の表に「1人当たりの補助金算定額」が記載されている。この金額には、給与のほかに、社会保険料や退職金などの、事業主が負担する福利厚生費が含まれているとのことだが、これらを差し引いた、職員が実際に受け取る給与の額面としては、この提示されている単価の「8割程度」と見れば妥当か。

**○健康福祉部長**

各階級や個人の状況によって異なるが、事業主負担分などを考慮すると、一般的には「8割程度」が支給される給与総額に近い水準になると考えられる。

**○森谷議員**

次に、地域包括支援センターについて尋ねる。先ほど「高齢者人口3,000人から6,000人に対して専門職3職種各1名を配置する」という話があった。本市全体の高齢者人口約1万8,400人を考慮すると、必要な専門職の人数は「12名」となる。この12名の配置基準について、簡単に説明を求める。

**○健康福祉部長**

国の基準では、3,000人から6,000人に対して3職種があり、その3職種を1名ずつ配置するため、その範囲で3人必要になるという計算である。

**○議長**

ほかはないか。

**○今田議員**

2 ページの一番上の人件費補助金の実績について、これまでは補助対象人件費を補助金額が上回ることはなかったとのことである。差額がマイナスになっているということは、業務別必要人数の精査数値が現状に合っていないのではないか。数値の正確性と妥当性について教えていただきたい。

**○健康福祉部長**

確認をする。2 ページ上段は過去の実績を挙げており、対象人件費に対して補助額が足りていないためマイナスになっている。対象となる人件費に対してどこまで補助するかは、自治体ごとの考え方による。県内でも全額負担する自治体もあれば、9割程度とルール化しているところもある。本市はこれまで一定の考え方を持って積算し、補助を行ってきた。結果として、必要となる人件費の一定額の範囲までにとどまっていたということである。

**○今田議員**

市として社会福祉協議会を守っていかなければならないと述べられたが、基金は

令和3年から令和7年の間で半分に減っている。この状況で介護事業を止めたとしてもマイナスは全て解消されず、基金は減り続け、人件費のマイナスも解消できない。最終的に市はどのような方向性に持っていきたいのか、認識を伺いたい。

### ○健康福祉部長

今回、人件費補助の内容を見直し、可能な範囲で補助額を高めたが、これは他の赤字を補填するものではなく、今後も発生する人件費の補助を続けるという意味である。これにより赤字の一部が圧縮されるにとどまり、不足分は基金を取り崩していくことには変わりはない。

今後の対応として、大きなマイナス要因である介護保険事業を見直し、収支の改善を図る。これを行わなければ数年で基金が枯渇する状態であったものを、相当期間延命させることができる。その期間の中で、新たな経営安定化計画に基づき経営改善を進め、できるだけ収支の均衡がとれるように進めていく方針である。

### ○今田議員

その経営安定化計画が策定された際には、進捗状況なども含めて、その都度議会へ説明や提示をしてくれるということで良いか。

### ○健康福祉部長

4 ページに経営安定化計画の策定を掲げている。今回、介護保険事業の廃止を大きな柱として、経営改善をどのように行っていくのかを定める。改めて計画を策定し、議会にもお知らせしていく。

### ○柳楽議員

4 ページの資料について、介護保険事業の見直しを3年程度掛けて行うとの説明であったが、年間3,000万円近い赤字が出ているのであれば、できるだけ早く撤退した方が赤字が少なくて済むのではないかと感じる。協議の中で目安を3年とされたのは、利用者への配慮等があったのか、理由を伺いたい。

### ○健康福祉部長

指摘のとおり、現在サービスを利用されている方がいる。在宅サービスであるため、ケアマネジャーを通じて新たな事業者につないでいく必要があり、そこに一定の時間を要する。

また、事業を廃止するとなれば、既に従事している職員の処遇をどうするのかという問題もあり、即座に決断できるものではないため、一定の目途を設けている。さらに、訪問介護等だけでなく、杉森のように独立した施設を抱えているサービスもあり、その施設の取扱い等も考慮する必要がある。様々な要素を考慮し、できるだけ早く進めたいと考えているが、非常に短期間で完了できるとは断言できないため、3年を目途として示している。ただ、できる限り急いで進める方針である。

### ○川上議員

3年という目途についてであるが、3年が経過すると1億3,000万円の基金が数千万円しか残らなくなることは確実である。1年間介護事業を続ければ、さらに赤字が重なる。また、包括支援センターそのものは赤字か黒字か。

**○健康福祉部長**

包括支援センターについては赤字である。

**○川上議員**

どれくらい赤字か。

**○健康福祉部長**

別添資料の2ページ下段のとおり、令和7年度実績で160万円程度の赤字となっている。

**○川上議員**

約10年前からこのような状況であるとの説明が以前あったが、10年経っても大きく改善されていない。であれば、1年を目途に介護事業について判断するという方向性を持つのが最も妥当だと思うが、いかがか。

**○健康福祉部長**

早期に対応したいという思いはある。指摘のとおり、期間が延びれば赤字が重なっていくことは懸念している。早期に進めることを念頭に置きながらも、先ほど申し上げたような課題があるため、現時点で「1年で」というお約束はできない。ただ、内容によっては早期に進められるよう取り組んでいく。

**○川上議員**

最終的に、社会福祉協議会は社会福祉事業だけに専念する形にされるのか。

**○健康福祉部長**

社会福祉に関する事業を中心とした事業に集約していく。今後の事業展開は経営方針等も出てくるため、それらを含めて考えていく。

**○川上議員**

社会福祉協議会に求められる社会福祉事業だけを担ってもらえば、赤字はかなり縮小し、市の持ち出しも人件費も少なくなる。非常に速やかに事業が進むはずである。そういう方向で進める考えはあるか。

**○健康福祉部長**

包括支援センターについては基本的に市の委託事業であり、委託しておいてマイナスが出るのは本来あってはならないことである。委託内容を踏まえ中身の精査をしていく。

介護保険事業という大きなマイナス部分を今回廃止するという大きな方向性で進める。求められる事業に限定していくが、今後社会福祉協議会に求められる役割が拡大する可能性もある。住民に必要な事業を精査し、今後の展開を考えていく必要がある。

**○川上議員**

理解することところだが、包括支援センターは委託であるため、赤字が続くなら委託しなければ良い。決算を見ると各事業所から本部への繰入金が多く、本部がお金を貯めているのではないか。そこを相殺するようにすればうまくいくのではないか。

**○健康福祉部長**

社会福祉協議会の会計上の仕組みに関する指摘かと思う。会計では、公益事業という大きな柱の中に包括支援センター等が位置付けられており、さらにその中で複数の拠点に細分化されている。その拠点間で資金の移動があるためそう見えるだけであり、本来は全体の公益事業として一本化されているため、資金をあちこちに動かしているように見えているだけであると理解している。

**○川上議員**

現在、積立金が1億3,000万円あるとのことだが、退職引当金はいくらか。

**○健康福祉部長**

私が今確認していない。

**○川上議員**

人員整理が難しいという話があったが、民間事業者のようにはいかないにせよ、理由が明確であれば整理すべきである。事業をスリムにする考えはあるか。

**○健康福祉部長**

令和7年度末の退職積立金の残高は610万円ほどである。退職金については全国社会福祉協議会の組織で対応するため大きな問題にはならないが、職員の処遇をどう考えるかは重要である。

**○川上議員**

全国の組織にしっかりと積んであるため、浜田市社会福祉協議会についても意外と心配はない。市側の積立金が600万円しかないからといって、退職金が出ないということはない。

そうなってくると、先ほど人員整理が難しいという話があったが、その点についてもしっかりと考えなければならない部分であるとする。最後にもう一度申し上げるが、やはり事業や組織をスリムにすべきである。

**○健康福祉部長**

指摘の点も含め、事業のスリム化を目指して社会福祉協議会として取り組む。介護保険事業についても、できるだけ早期の対応を目指していくことをお約束する。

**○大谷議員**

2 ページの(1)のアの表について、正規職員数 18.59 人と算定したベースとなっている業務別の算定数字は、そもそもどのように出てきたものか伺いたい。

**○健康福祉部長**

お答えする前に、先ほど川上議員から質問のあった退職積立金について訂正する。社会福祉協議会の残高 610 万円とは別に、1 億 4,200 万円が積み立てられている。大変失礼した。

大谷議員からの質問についてであるが 2 ページ下段の「ア業務別必要人数」については、まず社会福祉協議会からどれだけの人役が必要かという見立てを出してもらった。それをベースに担当課でヒアリングと査定を行い、間引いた結果として出てきたものである。積み上げた結果として一定の役職ごとの人数が算出されており、市として妥当であると精査している。

### ○大谷議員

社会福祉協議会から出てきた数字そのものがどのように算定されているか、市は把握しているのか。

### ○健康福祉部長

これについては、まず社会福祉協議会が必要と見立てた分を提出してもらい、それを私たちがヒアリングの中で確認し、査定していくというプロセスで行っている。したがって、最初に出された数字の算出根拠までは詳細に追跡していない。

### ○大谷議員

雰囲気が出てきたものをベースにして、有効数字3桁のような細かい数字を出すのはおかしいのではないか。

### ○健康福祉部長

今回、積算根拠を求められたため、これまで見えなかったプロセスを提示させていただいたものである。

### ○大谷議員

努力されたのは分かるが、曖昧なものではまずいという議会からの指摘であったと受け止めているため、この程度でなかなか納得できないのが今の気持ちである。業務内容を精査し、勤務管理の面からも算定できる数字を積み上げていく必要があると思うが、いかがか。

### ○健康福祉部長

補助をどの程度見ていくかという算定過程で提示した。最終的に社会福祉協議会の人件費がどのくらいかかったのかは毎年確認しており、その中で補助額の妥当性を見ていく。

### ○佐々木議員

資料の2ページ、3ページについて少し伺いたい。これまでも様々な議論があったが、そもそも今回の予算において私が最も疑問に感じたのは、増額となった2,300万円がどこから算出されたのかという根拠についてである。

2ページの説明によれば、令和7年度までは正規職員16人分の補助金額を市の助成に充ててきたとのことだが、令和8年度においては19人分となり、3人増員されている。つまり、この3人の増員分が増額の主な内容であるという認識で良いか。

### ○健康福祉部長

結果的に3名増となっており、その部分と人事院勧告等による増額分を合わせてこの金額となっている。

### ○佐々木議員

2ページ上段の表で、市が助成した金額と社会福祉協議会が示した人件費の総額の差額が示されている。この差額が社会福祉協議会の負担ということだと思うが、年度によって一律ではなく、令和4年度は100万円程度、令和3年度や令和5年度は1,000万円を超えるなど大きな差がある。この事情をどのように捉えれば良いか。

### ○健康福祉部長

市からの補助金は、16人分を一定額の割合で算定している。しかし、実際の職員の給与や、途中退職などによる人員の入れ替わり等によって、実際の対象人件費は変動する。予算上では大きかったものが実績として少なくなるケースもあり、その結果として年によって補助割合が変わってきている。いずれにしても、対象人件費の範囲内までの補助しか行っておらず、それを超える場合は返還していただくことになっている。

### ○佐々木議員

正規職員の人数にばらつきがあり、12人の年度もあれば13人の年度もあるが、最高16人の枠で補助しているという認識で良いか。

### ○健康福祉部長

市の補助金の算定としては、この程度の正規職員で賄えるだろうという考え方で積算している。実際の業務運営においては正規職員だけでなく、嘱託やパート職員を含めて執行しているため、実績として職員構成にばらつきが出ている。一定の考え方の中で使われているものであれば、何人でなければならぬといった縛りは設けていない。

### ○佐々木議員

先般の予算審議における質疑の続きのようになるが、正規職員の配置を前提として補助金を支出しているとの説明であった。しかし、令和6年度は正規職員12人であり、それ以外の嘱託職員やパート職員等にも補助金を充てているとの説明も少しあったように記憶している。総じて16人分の補助が、正規職員以外にも充てられているが、この運用は社会福祉協議会の裁量によるものか伺う。

### ○健康福祉部長

理解を得にくい部分があるかもしれないが、積算としては、対象業務を担うために必要な人員は、従前の基準で正規職員16人相当であるとして補助額を算定していた。実際に対象業務を担うに当たり、社会福祉協議会においては正規職員が対応する部分もあれば、嘱託職員やパート職員が対応する場合もある。その結果が現在の配置状況となっており、例えば令和7年度であれば、正規職員13人、専任の嘱託職員9人、パート職員という構成であったということである。

### ○副市長

健康福祉部長が答弁したとおりであるが、まず共通の認識としていただきたいのは、市が補助金を支出するに当たっては、一定の基準が必要であるという点である。社会福祉協議会の実際の人員配置に基づき支出すると、社会福祉協議会が人員を増やせば市がその分を負担することになる。県内の他の社会福祉協議会ではそのような算定により無尽蔵に補助金を支出している事例もあるが、浜田市としては独自の基準を設け、それに基づき補助を行っている。これは平成31年度から継続している手法である。

資料にある法人運営から高齢者支援に至る業務は収益を生まない不採算事業であり、これらは基本的に市の補助対象となる。収益がない業務であるため、公共が負担

すべき部分であると認識している。

その費用負担の在り方については、市が社会福祉協議会の実態を踏まえ、社会福祉協議会の意向も確認した上で、この不採算業務をこれだけの業務量で実施した場合、どれほどの経費が掛かるかを算定している。市のルールとしては、この業務量を全て正規職員に換算して算出しており、それがこれまでは16人分であった。長らくこの人員の算定を見直していなかったため、このたびの令和8年度予算に向けて、不採算業務を実施するために必要な人員について、改めて社会福祉協議会と協議を行った。社会福祉協議会には社会福祉協議会の考えがあるが、補助金を支出する市の考えに基づき査定を行った結果、この業務を実施するには19人分が必要であり、職務階層も考慮した上で基準を示したところである。

したがって、これはあくまで市が補助対象とする業務について、特定の職務階層と金額で実施できると想定して支出するものである。ただし、支出された補助金の実際の運用は社会福祉協議会の裁量に委ねられている。与えられた業務を社会福祉協議会の独自の人員構成で実施しているため、市が補助額の算定基準とした人員構成と、社会福祉協議会の実際の人員配置は当然違ってくる。市はこの業務であれば19人分で対応可能と見込んでいるが、社会福祉協議会としてはこれらの業務を行うには25人分が必要であると判断している。そのため、市が交付する金額では運営資金が不足し、例えば令和7年度であれば870万7,000円の赤字が生じているという構造である。

あくまで補助金は、市が意思を持って査定した金額であり、決して無理を強いるものではない。この不採算業務であればこの程度の金額で実施可能であるという妥当性に基づき算出している。

### ○佐々木議員

一番の論点となったのは、やはり2,300万円増額となった積算根拠の点であったと考える。この点については詳しく質疑を行い、先ほど市側の積算としての説明を受け、おおむね理解した。そこでもう1点、資料の最下部右側に記載されている「18.5人役」に至った積算について伺う。これは結果として16人分から19人分に増員されたということであると認識しているが、大まかにどの職層の職員が3人分増えているのか。職層ごとに分散しているのか、あるいは特定の職層であるのか、概要が分かれば説明を求める。

### ○健康福祉部長

結果から説明すると、資料3ページの上部に記載している「階級ごとの対象人員」のとおり、主任主事級の職層を3人増員している。様々な対象業務を精査していく中で、最終的な判断として当該職層を増員するとともに、実際の職員配置の実態も意識した上で、このような人員構成としたものである。

### ○戸津川議員

今後の要望として発言する。現在、社会福祉協議会の事業については順次縮小する方向で、様々な事業の見直しが進められていると認識している。しかし、そこで勤

務している各施設や事業所の職員は、福祉の人材として強い誇りを持って業務に従事している。

今後、事業見直しに伴い、いずれ職種や職場を変える必要が生じ、人員の整理等が必要になってくるとしても、単に「事業を縮小するからやむを得ない」として合意を迫るような進め方は避けるべきである。退職手当などの適切な処遇を確保することはもとより、その後の再就職先に至るまでしっかりと手当てを行い、その職員が引き続き福祉人材として働き続けられるよう、人的なケアを確実にしながら事業の見直し等を進めていただきたい。この点を要望する。

### ○足立議員

他の委員からの質疑により大分理解できたが、大前提として確認しておきたいことがあり質問する。

資料2 ページの人員配置の積算について、先ほどの副市長の説明によれば、本来は市側がこの業務にはこれだけの人員が必要であると積算した結果が19人分であり、1億2,300万円程度の金額が必要であるという見立てであれば、ここまで議論にならなかったと考える。

しかし、先ほどの説明では、社会福祉協議会からのヒアリング結果に基づき、社会福祉協議会側から提示された必要人数が19人であったため、この金額が必要になったという趣旨に聞こえる。社会福祉事業を推進するに当たり、社会福祉協議会に対する人件費補助について、市として実際に必要な人数を把握していないということか。

### ○健康福祉部長

今回の予算計上に至るプロセスとして、まず社会福祉協議会が現在の業務に必要と見込む業務量を提示し、市として実態を見ながら査定・精査を行った結果、妥当であると判断したものである。

実際の業務にどれだけの人員が必要かについて、私が直接実務を担っているわけではないため、まずは社会福祉協議会から提出されたたたき台をベースに検討を進めたというプロセスを理解いただきたい。

### ○足立議員

プロセスは理解したが、それが本来の正しい手順であるか疑問である。市が人件費を補助する以上、市側が「この業務にはこれだけの人員で対応可能である」と提示すべきところ、結果的に社会福祉協議会から不足を指摘され、毎年赤字が計上されている状況である。これは、社会福祉協議会に経営能力がないのか、市の積算が間違っているのかのいずれかであるはずである。

先ほどの今田議員の発言にもあったが、赤字を垂れ流し、基金を毎年少しずつ取り崩す状況において、市は社会福祉協議会を「生かさず殺さず」の状態でのどのような方向へ導きたいのか、方向性について明確な答弁がないと感じている。

本当に必要な社会福祉協議会に対しては、人件費は全額補助されるべきだと考えるが、現状のままでは毎年同様の議論になる。いかがか。

### ○健康福祉部長

社会福祉協議会が今後どのように事業運営していくのかについては、市としてもしっかりと注視し、そのあり方を考えていかなければならない。今回、事業採算の観点から介護保険事業の縮小という方向になったが、今後の社会福祉協議会に求められる役割は多々あると考えている。住民にとって何が必要かを精査し、社会福祉事業に注力できるような事業展開を図る必要がある。

人件費補助については、本来であれば満額を補助できれば良いが、どこまでが必要な範囲であるかの見極めが難しい面がある。そのため、現実としてどの程度必要かを見極めながら、市として答えを出してきたのが現状である。将来的な展望としては、まずは大きな赤字が生じている部分の改善を図ることからスタートし、今後の経営改善の中で収支の適正化を進め、将来に向けて検討していきたい。

### ○足立議員

令和7年度までは一貫して16人分で計算されており、今回の令和8年度当初予算で19人分となったとのことであるが、令和7年度までは資料2ページのような業務別の必要人数等の根拠を市として持ち合わせていなかったため、結果としてずっと16人分としていたという捉え方で良いか。

### ○健康福祉部長

一定のルールに基づいて補助を交付する趣旨から、平成31年度当時に積算を行い、16人という基準を設けた。基本的な業務量はその時点を起点とし、その後は人事院勧告相当分の反映等を行いながら今日に至っている。

今回、事業量の見直しに伴い、改めて再積算を行ったものである。

### ○足立議員

今の答弁の中で「人事院勧告」という言葉は使わない方が良いと考える。先ほどの説明では、社会福祉協議会独自の給料表であるとのことであった。給料表は求めれば議会にも提示される性質のものであると思うが、あくまで社会福祉協議会が独自の給料表を持っているのであれば、それを人事院勧告ベースにするかどうかは社会福祉協議会が決めることであり、市が決めることではないはずである。市が「人事院勧告」と発言するから、議員側も「市の職員と大して変わらないのではないか」「市の給料表よりも実は高いのではないか」と疑心暗鬼になってしまう。

給与のあり方は社会福祉協議会として考えるべき部分であり、市の捉え方は少し違うのではないか。

### ○健康福祉部長

様々な情報を含めようとした結果、かえって分かりにくくなってしまったと反省している。今後はできるだけ簡潔に説明するよう努める。

### ○足立議員

続いて、資料2ページの「業務別必要人数」の表にある「包括的相談」について伺う。ここに1.1人分が計上されているが、この業務は本来、地域包括支援センターが担うべき分野であると考えている。地域包括支援センターで取り扱わない別の包括的相談とは、具体的にどのようなものがあるのか。

### ○健康福祉部長

細かい業務の範囲については確認が必要であるが、地域包括支援センターは基本的に高齢者に関わる相談を受け持っており、それ以外の対象者からの相談がこの業務に当たると理解している。

高齢者以外の方からの相談等に係る部分を、ここに計上していると認識している。

### ○足立議員

地域包括支援センターは必ずしも高齢者に限定した機関ではないと認識しており、行政側の捉え方に疑問を感じる。仮にそのように明確に区分しているのであれば、今回社会福祉協議会から提出された資料にある電話件数等の内訳を求めても提示されないのは問題である。根拠を持って説明できなければ、指摘を受けるのは当然である。

続いて、介護保険事業について伺う。今回の赤字約3,000万円のうち、介護保険事業の赤字が大部分を占めている中で、これを3年を目途に廃止の方向へ持っていくとし、また杉の森デイサービスにおいては新規利用者の受入れを停止し、徐々に縮小していくとしている。これは自ら経営能力がないことを示しているような表現である。3年も掛けるのではなく、せめて訪問系サービスにおいては今年度中に全て撤退できるはずである。過去の事例を踏まえても、2か月から半年あれば介護保険事業からの撤退は十分可能であると考えますが、なぜ3年も掛けて行うのか。また、なぜそれが理事会で提案され、合意形成が図られたのか、その過程について説明を求める。

### ○健康福祉部長

今回の介護保険事業の廃止を含めた内容は、法人にとって今後の大きな方向性を示すものである。そのため、法人として理事会に諮り、合意形成を得た上で対外的に発信したという流れである。「3年という期間は長すぎる」との指摘はこれまでも頂いており、赤字幅をできるだけ抑えるために早期に対応するという考え方は市としても持っている。

ただし、職員の雇用問題もあり、どの段階で早期対応が可能かを見極める必要から、3年という期間を目途として提示されたものと理解している。訪問系サービスについては早期対応が可能ではないかとの指摘のとおり、現在取組を進めており、年度内の終了を目指して対応中である。

### ○足立議員

ということは、訪問系サービスについては来年の3月末までを目途に、事業譲渡が可能なものは随時譲渡していくという方向性について、市としても明確な考えを持っているという最終的な判断を伺いたい。

### ○健康福祉部長

訪問介護事業及びそれに伴う障がい福祉サービス、訪問入浴介護事業については、今年度内の終了を目指すということで市としても確認している。

### ○足立議員

次に、杉の森デイサービスとさんあいデイサービスについて伺う。杉の森デイサービスについては、一度手放したにもかかわらず、社会福祉協議会自らが再度公募に

応募した経緯がある。表には出ていないが、令和2年度まで社会福祉協議会の介護保険事業は黒字であり、ピーク時には2億円前後の黒字があったはずである。それを食い潰した上で現在の赤字に至っている。

資料では令和3年度から継続して赤字であり大変だとされているが、本来もっと早い段階で介護保険事業から撤退すべきであった。今日このような状況に至っているのであれば、事業譲渡やM&Aも含めて市と協議すべきである。市が制限を掛けている部分もあるが、手放すとなれば迅速に対応できる問題ではないかと考える。市としての見解はどうか。

### ○健康福祉部長

まず、杉の森デイサービスについては、理事会において新規利用者の受入れを停止し、徐々に縮小していく方向性が示されている。しかし、それが最善の策であるとは限らず、現在の事業所を建物ごと他事業者に担っていただく方法が可能であれば、より迅速な対応ができると認識している。そうした方策の模索も含めて考え方を整理する必要がある。

また、事業継続に係る10年間の縛りについては市が設定した条件であるため、今回の状況を踏まえて柔軟な対応を行っていききたい。

### ○足立議員

さんあいデイサービスについては指定管理であるため、市に返還して市が再度公募を行えば速やかに対応できるはずである。取り組む意欲だけでなく、行動に移せば、今年度中に大きな赤字は減少できるのではないかと考えるが、見解を伺う。

### ○健康福祉部長

さんあいデイサービスについては、高齢者生活福祉センターとしての位置付けという特殊な事情があり、一定の考え方の整理が必要である。

また、さんあいデイサービスについては現時点で赤字が出ていないため、経営改善については他の事業を優先して進めていきたいと考えている。

### ○足立議員

予算決算委員会での附帯決議における事業効果の部分について、今回の資料を確認したところ、決議では事業効果の明確化を求めているにもかかわらず、「住民に説明し、住民に評価してもらうことで効果の明確化につなげる」という表現にとどまっている。これでは、議会としてどのように合意形成を図るべきかが明確になっていないと受け止めるが、見解を伺う。

### ○健康福祉部長

この指摘に対する明確な回答は困難である。社会福祉協議会の事業は他団体のサポートなど成果が見えにくい部分が多く、数値化して表すことが難しいという側面がある。そうした中で、地域の住民が社会福祉協議会の活動をどのように評価しているかを見極める形で評価をいただきたいという趣旨で記載している。

ご指摘のとおり、客観的な数値が示されていない点については課題であるが、社会福祉協議会の取組をしっかりとPRして理解を得ながら、住民の評価を受けられる

ように努めていきたい。

### ○足立議員

続いて、地域包括支援センターについて伺う。資料5 ページ上部に、事務員1名分の人件費が今回追加されているとの記載があるが、委託を開始してから数年経過している中で、なぜこのタイミングで計上したのか、その根拠を説明いただきたい。

### ○健康福祉部長

地域包括支援センターの運営においては、専門職の業務とは別に、ケアプランの請求事務等で相当な事務量が生じている。これに対し、既存の職員だけでは対応が困難であるとして事務員が配置されていた。しかし、この事務経費については介護保険財源、特定財源が充当できないとの認識があり、市としては極力既存の10人分の人件費の中で賄うよう求めてきた経緯がある。

しかし、事業を精査した結果、どうしてもこの事務員1名分の配置が必要であることが確認できたため、委託事業として必要な経費はしっかりと措置すべきと判断し、今回提案に至ったものである。

### ○議長

足立議員、そろそろまとめてもらえないか。

### ○足立議員

追加された事務員について、先ほど請求業務に関する説明があったが、本年6月1日から介護保険制度の処遇改善加算により人件費が上乘せされており、介護予防の分野も処遇改善加算の対象となるはずである。それを踏まえ、介護予防の分野でも処遇改善加算を請求するための業務が増えるから、事務員1名分が必要になるという捉え方で良いか。

### ○健康福祉部長

6月から処遇改善加算の制度変更があることは承知しているが、それを理由として今回の人員配置を行ったものではない。

### ○足立議員

しかし、介護予防のケアプランは各民間事業所に委託している状況である。民間事業所側は当然、処遇改善加算が社会福祉協議会から支払われるものと認識している。

通常のケアプランではどの事業所も処遇改善加算を取得しているにもかかわらず、社会福祉協議会から委託されたものについては加算を取得しないまま、事務員だけは1名追加するという対応は不合理であると考えているが、見解を伺う。

### ○健康福祉部長

今回の事務員1名の配置は、従前から必要として配置されていたものの、特定財源の対象外であるとの認識から市が補助対象として見ていなかった部分について、精査の結果どうしても必要であると確認したための措置である。

そのことと6月以降の処遇改善加算の動向と直接連動するものではないが、加算の取扱いについては別途検討していく必要があると認識している。

### ○足立議員

別途検討するほどの時間的猶予はない。6月1日からの制度適用であり、本来であれば既に申請を済ませていなければならない時期であるが、広域行政組合に確認したところ、社会福祉協議会はまだ申請していないとのことである。本来得られるはずの収入を確保する努力を怠りながら、人件費の赤字や不足分は市に依存するという姿勢では、議会としても厳しく見ざるを得ない。取得可能な財源はしっかりと確保すべきであり、社会福祉協議会は現在の危機的状況を本当に認識しているのか。

### ○健康福祉部長

処遇改善加算の申請状況等については改めて実態を確認し、どのような対応が必要か市としても協議していきたい。ただ、今回計上した事務員の人件費については、従前から必要な経費として市が改めて確認し措置したものであり、加算の件とは切り離して理解いただきたい。

### ○足立議員

これを最後の質問とする。提出された各種資料から、市側が今後しっかりと社会福祉協議会に関与していく方針であることは十分に理解できた。

しかし、資料の細部を見ると、「電話対応 6,666 件」とあるがその内訳は全く記載されておらず、「訪問対応 2,099 件」についても、どのような内容でどこへ訪問したのかという分類すら示されていない。これは単なる実績の数字に過ぎず、議会側が求めているのはそれに対する効果や評価の検証である。これ以上の指摘を続けても合意形成が図れないと懸念していたが、先ほど部長から「今年度内に介護保険事業の訪問系サービスについて一定の目途をつける」との明確な発言があったため、各議員の捉え方は様々であろうが、個人的には最低限の合意形成は図れるのではないかと考えている。

今後の進行については議長の判断に委ねる。

### ○議長

それでは、本件について総括の答弁を副市長にお願いします。

### ○副市長

当初予算の審議時には、十分な資料を提示せずに人件費を 2,000 万円増額する提案を行ったことで、我々の説明不足を招いたことは間違いない。そのため、副市長である私も含め、責任を持って今回の資料を作成した。現時点でもまだ十分に理解を頂けていない雰囲気は察せられるが、何とか予算に関する附帯決議を解除していただきたい。

その代わり、市として今後しっかりと社会福祉協議会に関与し、介護保険事業の早期の民間移譲又は廃止、そして組織のスリム化による経営改善を、当事者意識を持って強力に促していく所存であるため、よろしくお願ひしたい。

### ○議長

この件については、令和8年3月定例会議における予算決算委員会において多くの質疑があり、委員会から附帯決議案が提案され、本会議で可決された経緯がある。予算決算委員会の質疑の中で、社会福祉協議会助成事業については、前副市長から「本

事業における今年度予算の増額分については、改めて説明を行い、議会で理解を頂いた段階で執行する」との答弁があったため、今回このような説明の場が設けられたものである。

まず、社会福祉協議会助成事業についてであるが、現状において市は増額分の予算執行を見合わせている状況である。先ほどの質疑を踏まえ、議会として一定の理解を得たとし、予算執行を認めるということで良いか。

( 「異議なし」という声あり )

それでは、2つ目の地域包括支援センター運営事業について、令和8年度当初予算の増額分1,117万6,000円については、「事業内容の整理及び議会への説明後、慎重に執行すること」という附帯決議が付されている。こちらについても、先ほどの質疑を踏まえ、議会として一定の理解を得たとし、引き続き慎重な予算執行に努めていただくということで良いか。

( 「反対」という声あり )

反対という意見があるため、採決をとる。本件について賛成の議員の挙手を求める。

( 挙手多数 )

挙手多数により以上でこの保留案件について、予算執行を認めると決定したので、執行部におかれてはそのように取り計らいをお願いする。

今回、多くの議員から指摘があったように、1億円もの補助金を支出している割に、浜田市執行部の経営管理、あるいは経営に対する帳票の数値や勘定科目の把握などが不十分であり、質疑に対しても明確な答弁が得られないような状況が見受けられた。

執行部においては、その辺りの実態把握と管理を十分に行うとともに、担当職員の育成にも努めていただきたい。先ほど副市長から「コミットする」との発言もあったが、その責任を十分に果たしていただくよう、議会として、また議長としても強く要望する。

それでは、以上で本件についての審議を終了する。

暫時休憩する。

[ 12 時 05 分 休憩 ]

[ 13 時 00 分 再開 ]

### (3) 道の駅ゆうひパーク浜田について

#### ○議長

資料1-(3)を参照されたい。産業経済部長。

#### ○産業経済部長

まず冒頭に、優先交渉権者を決定した後、すでに約1年4か月が経過しているが、依然として事業が進捗していない状況にあることを大変申し訳なく思っている。また、リニューアルオープンの予定も当初より大幅に遅れが出ており、待ち望んでいる市民

に対しても、重ねてお詫び申し上げます。

3 月定例会議においては、出店を検討中であったゆうひパーク浜田株式会社の辞退に伴い、事業計画の前提条件が大きく変わったことから、普通財産の無償貸付契約の議案提出を見送った経緯がある。このたび、テナント構成の変更や、その他にも様々な意見を頂いていた地元雇用の継続、集客に向けた取組などについて、しっかりと見直しを図ったため、本日改めて説明し、意見を伺いたい。

資料は2種類ある。優先交渉権者である浜田まちおこし共同企業体の事業計画書案については38ページあり、これまでの内容から修正のない箇所もあることから、先週5月27日の産業建設委員会と同様に、市の方針等を記載した説明資料である「道の駅ゆうひパーク浜田活用方針について」を用いて説明する。

なお、産業建設委員会で指摘があった現施設の従業員の継続雇用及び普通財産無償貸付契約における解除規定については、改めて説明するため、委員会資料に内容を追記した資料を用意しているので、了承いただきたい。

2 ページには、浜田市の活用方針を掲載している。ゆうひパーク浜田はこれまで民設民営方式として法人が施設を所有していたため、固定資産税や国への土地占用料などの費用が発生し、それらが収支悪化の要因の一つとなっていた。

そこで市は、ゆうひパーク浜田が今後の道の駅としての役割を担うべく、公設民営化の方針を定め、令和5年4月に施設を買い取ったところである。その後、隣接する都市公園であるゆうひ公園との一体的な活用も含めて、民間の発想を生かしながら、新たな魅力の創出や地域貢献につながるにぎわいのある道の駅を目指して公募型プロポーザルを実施した。その結果、本年2月に浜田まちおこし共同企業体の提案を採用した。

続いて3ページには、道の駅ゆうひパーク浜田の機能を記載している。公募の募集要項にも記載しているとおり、ゆうひパーク浜田は道の駅として求められる3つの機能である休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を有する本市にとって公共性の高い重要な施設である。また、当地域の観光ゲートウェイとしての機能や、道路利用者及び周辺地域の防災拠点としての役割についても記載しているところである。

4 ページには、優先交渉権者である浜田まちおこし共同企業体の基本方針を掲載している。ゆうひパーク浜田ならではの特色や魅力、強みを生かし、地元住民や地元事業者にとっては市民生活に必要な施設及び地域活性化拠点とし、市外からの観光客にとっては夕日が美しい施設として、浜田市にきた際には必ず立ち寄る施設として再出発を図っていく。観光客やドライバーの利用はもちろんのこと、地元住民に愛される道の駅を目指している。

5 ページには、道の駅ゆうひパーク浜田に求められる3つの機能である休憩機能、情報発信機能、地域連携機能について、項目ごとに整理している。

まず1つ目の休憩機能としては、24時間無料で利用できる駐車場やトイレ、屋内の休憩スペース、隣接する公園や絶景の景色などがある。

次に情報発信機能については、道路情報、地域の主要施設、石見神楽のイベント

や歴史、観光スポット、特産品などの情報を発信していく。

3 つ目の地域連携機能については、地元農家との連携による産直市、地元事業者との連携による物販やイベントの開催、土産物の取扱いや地元雇用の創出等を通じて連携を図る。

6 ページは、現施設従業員の継続雇用についてである。こちらは冒頭で申し上げたとおり、委員会の意見を受けて追記した資料である。市としても大変重視している部分であるため改めて説明するが、現在ゆうひパーク浜田株式会社で勤務されているパート従業員を含めた約 40 名の方々については、本人の希望を最大限尊重し、継続勤務を希望される場合は浜田まちおこし共同企業体において再雇用を進めていただくこととしている。

次の 7 ページは、1 階及び 2 階部分のテナントの状況一覧である。現時点でのそれぞれの入居予定や交渉状況等を記載している。冒頭で申し上げたように、3 月定例会議では 1 階部分のテナントの辞退を主な理由として、普通財産の無償貸付契約の議案提出を見送った経緯がある。その後、優先交渉権者と計画案について何度も協議や調整を重ねてきた。優先交渉権者も来年 4 月のオープンに向けてテナント確保に努めており、1 階部分については記載のとおり順調に確保できていると伺っている。

また、2 階部分については特に多くの集客が期待できるため、人気のナショナルチェーンとの交渉についてはすでに声掛けを行っている企業もある。ただし、本格的かつ具体的に商談を進めるのは市との普通財産貸付契約の締結後に行いたいと伺っており、契約締結後に本格的な交渉を進める予定である。

8 ページには、1 階のレイアウトを示している。1 階についてはコンビニエンスストアを配置し、フードコートには複数の店舗を設け、その左側のホールアトリウムには観光等のインフォメーションを配置する。次にその下、入口から奥にかけての部分には直売所として、産直市や特産品等を販売する店舗を配置する予定である。

コンビニエンスストアの位置についてであるが、コンビニエンスストアは 24 時間営業であるため、道の駅としていつでも立ち寄れる利便性を提供する。コンビニエンスストアの場所から産直市やフードコートなどの他の店舗へ誘導し、施設全体の集客力の向上につなげる。集客力のあるコンビニエンスストアを戦略的に機能させ、施設全体で収益を生み出す仕組みを構築する方針である。この配置については様々な意見を頂いたが、施設全体の集客を考慮した結果であるため、理解いただきたい。

フードコートについては、邑南町のローカルフードラボが出店を予定しており、加えて若い世代のニーズを踏まえ、軽食やカフェ等についても現在複数の飲食事業者と商談を進めている。直売所は直営とし、浜田市の特産品や土産物を多数取りそろえ、観光客のお土産スポットとしての充実を図っていく。

また、直売所では地元農家と連携し、産直市として米や野菜等を販売し、有機野菜についても積極的に展開していく。取り扱う有機野菜については、市内で生産している農業法人に協力いただくこととしている。さらに、有機野菜以外の浜田市産の野菜の販売も進め、規格外品なども積極的に取り扱い、価格を抑えることで地産地消の

推進を図っていく。ホールやアトリウム部分については、情報発信機能として道路情報や地域の観光スポット情報の発信に加え、キッズスペースを設置し、子育て世代にもやさしい施設とする。

9 ページは2階のレイアウトである。2階については、東側及び西側ともに飲食店やレストランを配置する計画としている。東側は、浜田市の事業者が運営し、海産物などを生かした和食店を予定している。西側のレストランについては、集客力の高いナショナルチェーンを誘致する予定であり、現在複数の飲食事業者やナショナルチェーンと商談を進めているところである。また、展望室については、夕日を鑑賞できる展望コーナーとして活用する。

10 ページには収支計画を記載している。初年度の売上は約5,000万円、営業利益は約400万円を見込んでいる。15年目の最終年度については、売上を約1億1,000万円、営業利益は約1,000万円と見込んでいる。

11 ページは集客目標であり、KPIとして設定している。レジ通過者数を基準に設定しており、初年度は年間24万6,000人を見込んでいる。徐々に増やしていき、最終年度の15年目には年間53万9,000人を目標としている。なお、公表されている県の観光動態調査における現在のゆうひパーク浜田の来場者数についても、レジ通過者の数値を基に分析しているところである。

12 ページは、集客目標を達成するための具体的な仕掛けについて記載している。月1回、年間12回の各種イベントの開催に加え、地域特産品のPRイベントを年間4回実施するほか、年間1品以上の特産品開発を行うなど、直売所での浜田市製品の販売と情報発信を強化していく。

13 ページは、浜田市への納付金と今後の施設修繕についてである。1年目は表にあるとおり10万円、2年目以降15年目までは年間100万円の納付金を予定している。これについては増額すべき等の意見を頂いていたが、当初の計画から変わらずとしている点をご了承いただきたい。また、オープンに向けたリニューアル工事費として、約1,800万円の初期投資が予定されている。さらに、年間の維持修繕費として毎年約300万円が計画されている。施設の貸付は無償となるが、貸付期間中の修繕等の経費についてはこれまで説明してきたとおり、責任を持って優先交渉権者の方で対応していただく形としている。また、一番下の項目にあるとおり、空調設備の全面更新が必要となった場合はおよそ1億円程度の費用を想定している。先週の産業建設委員会以降、市としても概算見積もりを取ったところ、最近の物価高騰の影響で若干の差異はあるものの、ほぼ同程度の金額であることを確認している。

14 ページは、普通財産の無償貸付契約における契約解除規定についてである。こちらでも産業建設委員会で指摘を受け、追記した資料となる。先週の委員会でも説明したとおり、万が一優先交渉権者がテナントを確保できなかった場合、来年4月からの道の駅の運営への影響を考慮し、期限を本年の10月31日と定めた上で、1階のテナントについては全て、2階については少なくとも1か所について入居の見込みが立たない場合は、無償貸付契約締結後であっても契約を解除できる規定を設定している。

また、2点目として、オープン後においても運営実態が整備運営計画と大きく乖離している場合や、計画を実現できないと判断される場合には、協議の上で契約を解除することを想定している。具体的な例としては、テナントが撤退し長期間にわたり空き店舗となっている状態や、集客が想定目標を大きく下回り、著しく資金繰りが悪化するおそれがある場合などを見込んでいる。こうした事態が発生した場合は、まずは改善に向けての協議を行うことになるが、改善の見込みがないケースにおいては、最終的に契約解除等を設定していくこととしている。

さらに一番下の部分であるが、建物所有者である浜田市、道の駅運営事業者（優先交渉権者）、そして情報コーナーの協力団体である中国建設弘済会の3者で締結する施設の機能維持に関する覚書についてである。この覚書については、現在も現在の運営事業者と市、中国建設弘済会の3者で結んでいるが、これを新たな事業者にも引き継ぐ形で考えている。施設の明渡しが必要となった場合には、この覚書において6か月前までに市へ書面で通知することを明記する予定としている。

最後の15ページは今後のスケジュールである。記載のとおり、現在、令和9年4月のオープンを予定しているところである。

#### ○議長

ただいまの報告について、質問などはあるか。

#### ○遠藤議員

資料10ページの収支計画について伺いたい。売上高に「賃料を含む」と記載されているが、テナントが入れば賃料が発生し、その賃料の金額はすでに算出されているはずである。売上高にまとめるのではなく、可能であれば内訳として詳細を知りたい。

また、その下の販売管理費に関しても「修繕含む」とあるが、修繕費を年間300万円に設定しているのであれば、販売管理費の内訳についても教えていただきたい。

#### ○産業経済部長

2点の質問にお答えする。まず、売上高の中には各テナントの賃料も含まれており、収支計画の中で算出された数字である。ただし、この情報については優先交渉事業者の事業に係る企業情報に該当するため、詳細の公表は差し控えさせていただきたい。

同様に販売管理費についても、年間300万円の修繕費のほか、人件費、各種設備や消防設備の保守点検料等が含まれているが、こちらについても詳細の公表は控えることとしたい。

#### ○遠藤議員

公表しにくい事情があるのは理解するが、一市民として単純に考えた場合、施設を無償で借り受けて、仮に賃料収入が年間3,000万円だとすれば、15年間で4億5,000万円の収入となる。そこから修繕費が年間300万円として15年間で4,500万円、さらに大規模改修費として約1億円を差し引いたとしても、約3億円が利益として残り、そこから販売管理費を捻出するとしても、手元にはかなりの金額が残る計算になる。

それだけの利益が見込める可能性があるにもかかわらず、市への納付金が初年度は

10万円、2年目以降でも年間100万円程度で本当に妥当なのか。妥当と判断されたのだと思うが、妥当と判断された経過があるはずなので、その点について説明を求める。

**○産業経済部長**

ゆうひパーク浜田を優先交渉権者が施設を無償で借り受け、多額のテナント料を得て大きな利益を得るのではないかという懸念についてであるが、営業利益については資料に記載のとおり、積算の上で算出した数字であり、2年目から15年目まで年間1,000万円程度を見込んでいる。無償での貸付けとはいえ、事業を実施するに当たっては多額の経費がかかることをご理解いただきたい。

**○遠藤議員**

単純に、様々な経費を差し引いたとしても、数億円規模の利益が残り、そこから販売管理費を出す構造に見える。

売上高や販売管理費の積算根拠について、公表できないということであれば、私たちからすればその根拠が見えない状態である。つまり、営業利益が実際よりも少なく見積もられている可能性があり、想定以上の利益が出る可能性も否定できない。そのような状況において、納付金が定額の10万円・100万円という仕組みで良いのかという疑問を抱いている。

**○産業経済部長**

収支計画の中で営業利益を約1,000万円と見込んでいるが、実際の運営においては利益が少なくなる年や、逆に多くなる年もあると考えられる。その中で定額100万円と定めることが妥当かというご指摘である。

確かに15年間の事業期間中には利益が多い年もあるだろうが、修繕費についても年間300万円と設定しているものの、想定外の修繕等でそれを上回る多額の経費がかかるリスクもある。そうした様々な要因を考慮し、営業利益を約1,000万円と見込んだ上で、市への納付金は利益率の変動に応じた形ではなく、定額の100万円としている状況である。

**○遠藤議員**

言われることは理解できるが、逆に修繕費が300万円もかからない年もあるはずであり、それを言い出すときりがない。私が伺いたいのは、売上高や販売管理費の積算根拠を、私たちが直接確認できる機会はいつになるのか教えてほしい。

**○産業経済部長**

現時点であらかじめ詳細を示すことはできないが、事業が開始されれば毎年収支の報告が提出されるため、その時点で実績の数字を確認していただくことができる。

**○遠藤議員**

ということは、議会としてこの計画に承認した後でしか、我々はその具体的な数字を知ることができないという認識で良いか。

**○産業経済部長**

大変申し訳ないが、そのとおりである。

### ○遠藤議員

執行部を責めているわけではないが、いわゆる数字のマジックに惑わされないようにする必要がある。相手は経営のプロであるため、巧妙な数字のからくりを用いて提案してきている可能性もある。あるいは、実際にはこれほどの利益は出ないにもかかわらず、あえて高く見積もって示している可能性も確かにあると考える。

したがって、売上高といった大ざっぱな数字ではなく、詳細な売上の内訳をしっかりと示していただかなければ、そもそも議論が始まらないのではないかと考える。これに対する執行部の見解や、他の議員の意見を伺いたい。

### ○議長

ほかに質問はないか。

### ○川上議員

執行部は第一交渉権者に対して白紙委任するのと同じではないか。これで皆は良いのかと疑問に感じる。

### ○産業経済部長

こうした情報については非公表としており、この場で議員の皆に詳細をお示しすることはできない。しかしながら、収支計画等については執行部側で数字をしっかりと確認しており、全く何もない状態での発信ではない。収支計画を見て、持続可能であると捉えている。

### ○川上議員

その点であるが、資料 14 ページの②「オープン後の実態が整備運営計画と乖離する場合」について、私どもは中身が分からないため、何が大きく乖離するのかが判断できない。判断するのは執行部かもしれないが、私どもが分かっている状態で白紙委任するのか。

### ○産業経済部長

14 ページに記載している「整備運営計画と乖離する場合」についてであるが、具体例としては三つ想定している。判断基準としては、計画にあるテナントの多数が撤退して長期間にわたり空き状態になってしまった場合や、集客目標、例えば2年目から5年目で年間49万人等に比べて実績が著しく低い場合などである。

ここを見ながら、整備運営計画と乖離しているかどうかを判断したいと考えている。

### ○議長

道の駅ゆうひパーク浜田に関する本件については、6月定例会議で議案として上がってくる予定であるため、事前審査にならないよう配慮しながら質疑を行っていただきたい。

### ○川上議員

今の話であるが、長期間という基準や、具体的な集客数、テナント数などが全く書かれていない。判断は誰がするのか。具体的な数字が表に出ない限りは判断を下せないではないか。これでは白紙委任と同じである。

## ○産業経済部長

指摘のとおり、テナント数や集客数といった具体的な数字は資料に載せていない。今後、契約を締結する際、契約書の解除規定において、実態が整備運営計画と乖離する場合に契約解除の対象になるということを想定している。例示に挙げた「長期間」「多数」「著しく低い」といった基準については、様々なパターンや組合せが想定されるため、契約書とは別に覚書等を契約締結のタイミングで双方で合意確認したいと考えている。

現時点において市としては解除の考え方を持ち合わせているが、具体的な基準については相手方との合意確認が必要となるため、この場で数字として回答することは差し控えさせていただきたい。

ただ、先々、無償貸付契約の議案を議会へ提出し審議していただく際には、この基準が必ず判断材料になると思われるため、議案提出までには相手方と合意した上で基準をお示ししたいと考えている。

## ○川上議員

地方自治法第237条第2項についてである。公益性などの事情があるとはいえ、事業者が利益を得る場合には、対価性の確保が必要である書いてある。私ども議員は、提出された資料を踏まえて検討や議論を行う必要がある。自治体に損失が生じないか判断する資料を執行部は提出する必要がある。

特定事業者にのみ利益がいくことについては説明がつかず、それに対する対価が必要である。それを判断するための資料を執行部は示す必要がある。判断材料がなく困る。このままでは、私ども議員は執行部に白紙委任することはできない。言い換えれば、私どもが訴えられても困る。本件についてもう少し詳しい説明を求める。

## ○議長

議案として上程されるの6月定例会議であるため、事前審査にならないようお願いする。副市長、答弁をお願いする。

## ○副市長

可能な限り情報を提示し、この場で議論していただくために本日の場があると考えている。提出した資料が議論をするにはデータ不足であるとの指摘をいただいている。

まず、14ページの「②オープン後の実態が整備運営計画と大きく乖離している場合」の程度についてであるが、これについては先ほど産業経済部長が申し上げたとおり、議案を提出するまでには先方の共同企業体としっかりと協議し、どういう場合か明確に分かる形にして議案を提出し、その上で審議していただきたいと考えている。

また、先ほど遠藤議員から指摘があった10ページの収支計画について、この営業利益はいかかなものかという点である。これについては、詳細な数字を出すことは難しいが、この販売管理費の中には、例えばエアコンが全て壊れた際の1億円の修繕費や、当初のリニューアル経費、毎年の納付金などは含まれていない。

**○川上議員**

リニューアル経費について13ページに書いてあるではないか。

**○副市長**

正確な情報をお伝えしたい。販売管理費の中に何が含まれており、計上されている営業利益が今後どのようなものに使われていくのか。例えば突発的な修繕に備えた積立金などもここから拠出していくことになると思われるため、事細かには出せないものの、どのような要素が含まれているのか速やかに整理し、改めて説明させていただきたい。

**○議長**

今日この場でするのか。

**○副市長**

今日この場で説明していただかないと、この議論は進まないと思う。

**○川上議員**

せっかくなので売上費も見せてほしい。賃料がどの程度かなど。

**○副市長**

一回整理して、先ほどの賃料の部分も含めて、費用・支出のところもどのようなものが計上されているか。この後一括して説明させてほしい。

**○議長**

暫時休憩する。

[ 13 時 37 分 休憩 ]

[ 13 時 38 分 再開 ]

**○議長**

会議を再開する。

**○森谷議員**

現在、優先交渉権を持っている事業者と協議を行っているということである。私が知りたいのは、どのような場合に優先交渉権が消滅するのかということである。その条件について教えてほしい。

**○産業経済部長**

基本協定の中での規定になるが、本事業の遂行が困難であると判断した場合が考えられる。また、先ほど募集要項の中で申し上げた点であるが、今回も資料として提出している整備運営計画を策定したのち、実施計画どおりに事業を実施できないような場合には、優先交渉権者でなくなる場合がある。

**○森谷議員**

何を言われているのか全く理解できない。優先交渉権については、令和7年2月頃から維持されたままである。すでに1年4か月が経過しており、一般的に考えれば交渉期間としては長すぎて、すでに決着が付いてしかるべき時間である。

しかし、中身を見ると全く進展していない。12月やその後にも様々な経緯があったにもかかわらず、優先交渉権を持つ事業者から改善に向けた打ち合わせなどの話は全く聞いていない。すでに十分な時間が過ぎていていると考えられるが、優先交渉権の解除については、双方が合意した場合なのか、あるいは片方の判断で可能なのか伺いたい。

#### ○産業経済部長

優先交渉権が消滅する場合についてであるが、二つパターンがあると考えている。一つ目は、優先交渉権者自身の判断で事業の実施を辞退する場合である。

もう一つは、事業計画の策定の進捗状況等を見て、甲と乙、すなわち市と優先交渉権者の双方で協議し、この事業計画の実施は難しいと判断した場合である。

#### ○森谷議員

今の答弁を聞いていると、市側から「もう無理である」と判断し、市の決定によって優先交渉権を取り消すことはできないように聞こえるが、その認識で間違いないか。

#### ○議長

暫時休憩する。

[ 13 時 42 分 休憩 ]

[ 13 時 47 分 再開 ]

#### ○議長

会議を再開する。先に(4)を行い、後ほど(3)に戻る。

#### (4) 水道料金の改定に伴う市民周知について

#### ○議長

資料 1-(4)を参照されたい。

#### ○上下水道部長

3月定例会議で条例改正を議決された水道料金の改定について、市民や事業者、事業所に周知を行いたいと考えている。

1に記載のとおり、周知期間は令和8年6月から令和9年6月までとする。2の「内容」及び3の「主なスケジュール」を参照されたい。

2の①料金改定の問合せフリーダイヤルの開設を6月に行った。浜田市ホームページへの記事掲載も6月に行った。これには検索画面の下部にバナーを貼るほか、「暮らし・手続・まちづくり」の新着情報のトップに料金改定が常に表示されるような工夫をしている。

広報はまだへの記事掲載は、6月号と7月号に分けて掲載する予定である。6月号では市民説明会の開催案内を行い、7月号で改定の具体的な内容について詳しく説明する。

市民説明会の開催は、7月から11月までを予定しており、まちづくりセンター単位で27か所、昼の部と夜の部として、1箇所について2回行う計画である。事業所説明会は、サン・マリン浜田、総合福祉センター、商工会議所、商工会などで行う予定である。

検針時にミニチラシ各戸配布、全2回は、1回目を8月と9月の検針時に、2回目を令和9年5月と6月の検針時に配布する予定である。

浜っ子タイムズの放映を令和9年2月から3月に掛けて行う。市民周知リーフレットの作成は、市役所や各まちづくりセンターの窓口等に設置する予定である。令和9年1月から3月に掛けて、広報紙の折り込みなどと合わせて配布を検討している。料金請求先が市外の方へのリーフレットの郵送を予定している。このような方法で、市民への周知を行いたいと考えている。

### ○議長

ただいまの報告について、質問などはあるか。

### ○森谷議員

せっかくの機会であるため提案する。1か月の間に、同じ物件に対して水道の基本料金を2回、3回と徴収するケースがあると聞いている。1か月の間であれば、誰かが1回支払えば済むような形に整理できないか。料金の値上げに際し、こうした部分への配慮をセットで検討してはどうか。

### ○上下水道部長

1か月の間に何度も請求があるケースがあるということか。質問の意図を十分に理解できず申し訳ない。

### ○森谷議員

以前から何度も指摘していることである。例えば、ある入居者が6月4日に退去したとする。その場合、6月4日までの利用者に基本料金が請求される。その後、6月5日から次の入居者であるB氏が水道を使い始めた場合、B氏にも基本料金がかかる。さらに仮の話であるが、B氏が20日に退去し、C氏が21日に入居したとすれば、C氏にも基本料金がかかるのである。このように二重、三重に徴収して焼け太りするのではなく、1物件につき1回で良いのではないかと再三申し上げている。

これまで対応されてこなかったため、今回の料金改定がこれを整理する好機ではないかと考えているのである。

### ○上下水道部長

質問の意図は理解した。月の途中で退去等があった場合、アパートなどではそうしたケースが生じ得る。

現在進めている料金改定において、システムを大幅に改修して対応する予定はない。今後の対応については、次回のシステム更新時に実現可能かどうかも含め、上下水道審議会の意見も伺いながら検討したい。システムの改修経費は最終的に水道料金に跳ね返るため、そうしたコスト面も含めて意見を聞き、今後の方向性を検討していく考えである。

**○森谷議員**

単純な話であると考えていたが、システムの問題になるとはどういうことか。

**○上下水道部長**

水道料金のシステムや、納付書等を発行するシステムの関係であると認識している。

**○森谷議員**

コンピューターやソフトウェアのシステムという意味か。「システム」という言葉の意味がよく分からないが、意思決定で済むのではないか。

**○上下水道部長**

そのような形にするには、新規の利用者に基本料金がかかる現在のシステムの仕様を改修しなければ対応できないのである。改修にどれだけの経費がかかるのかという問題もあり、今後の水道事業の経営にも関係してくる。

したがって、システム改修費も含めて次回の料金改定に反映させる必要があると考えており、審議会の意見も伺いながら、次回のシステム更新時にどう対応するか検討したいということである。

**○森谷議員**

私が問いたいのは、ソフトウェアのシステムの話をしているのか、それとも上下水道部としての意思決定の話なのかということである。自分たちでは意思決定ができないため、審議会に諮るということにして、とりあえずこの場をしのごうとしているだけなのではないか。どちらなのか。

**○上下水道部長**

その両方である。

**○森谷議員**

これ以上は質問しないが、本気で検討していただきたい。その場しのぎの答弁にならないよう願います。

**○佐々木議員**

水道料金の値上げについてであるが、これは浜田市に限らず全国的な大変大きな問題である。今回は 37%の引き上げであったかと思うが、他市と比較してもかなり大きな額である。3 か年をかけるとはいえ、通常の家計で 5,000 円の水道料金とすると、およそ 1,500 円から 2,000 円上がり、家計にとって非常に大きな負担となる。国からの補助金等で補えるものではなく、企業会計であるため独立採算の原則に則った制度になっているものと理解している。

しかし、全国的な大きな問題であるため、国においても対応が検討されているのではないかと思われる。そうした国の動向などを把握しているか伺いたい。

**○上下水道部長**

浜田市に限らず全国的な問題であると認識している。この流れは、上水道と簡易水道を統合するという国の方針に端を発していると考えられる。加えて、人口減少の影響もある。

採算が合わない地域においては簡易水道が成り立っており、一般会計からの繰出しによって賄われていた部分があった。しかし、統合により企業会計として上水道事業を運営することになり、当然ながら収益の厳しい地域を抱えるため、全体の収益が下がることになる。

これに対する国の現在の方向性としては、広域化を図ることである。県内における事業の一本化、経営の一体化、施設の共有などにより経費を抑えることが国や県の方針として進められている。昨日も今年度初めての全体会議が開催された。どのような形で経費を圧縮できるか検討されているが、最終的に事業者を統一となれば料金の統一まで必要となり、実現には時間を要して難しい側面がある。

そのため、現在島根県では、県が音頭を取り、まずは経営部分の統合ができないかという協議を進めているところである。

#### ○佐々木議員

議論が始まっているとのことで、改善に向けた光が差しつつあるのかと感じる。まだ始まったばかりでこれからのこととは思いますが、大体の着地点や、何年先といった目標値があれば示していただきたい。

#### ○上下水道部長

全国的に赤字を抱えている事業体は多く、料金改定を余儀なくされている状況である。そのため、できるだけ早く見通しを立て、意思決定を行う必要がある。

昨日の会議では、今年度中にシミュレーションを示すという案もあったが、スケジュール的に厳しいのではないかという意見も出された。最終的な時期については流動的であるが、なるべく早く進めたいというのが関係者全員の共通した考えである。

#### ○議長

ほかにないか。

( 「なし」という声あり )

### (5) その他

#### ○議長

執行部からほかに何かあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、その他、各議員から執行部に確認しておきたいことがあれば、ここでお願いします。

#### ○森谷議員

副市長が理事長になっている団体があると思うが、それらの役職の適正化や整理についてはどのように予定しているか。あるいは、未だ手つかずの状況か。

#### ○副市長

整理とは、具体的にどのような内容を指しているか。

#### ○森谷議員

一つには、水産加工団地の下水処理場における下水処理料金の算定基準が実態と

乖離しており、極めて不適切な状態のまま放置されていることである。これについては連絡しているはずだが、状況を把握しているか。

#### ○副市長

その内容は把握している。現在、水産加工団地の下水処理料金問題については、適正な状態に改めるべく、私が直接陣頭指揮を執って進めている段階である。

#### ○森谷議員

前副市長から現副市長への引継ぎ資料を見たが、膨大な量であり、すぐには全てに目を通すことはできないと思う。だからといって、理事会に出席して座っていれば良いという態度をとられるとは思わないが、部下もいるわけであるから、一つひとつ自身の考えや意識を持ってチェックしてほしい。

全体的な第1段階のチェックはいつ頃までにされる予定であるか。もうそろそろ総会が開催される時期であるが。

#### ○副市長

単に座っているだけではなく、私が理事長等を務めている団体に関しては、トップとして責任を負っているため、当然全てに目を通すつもりである。引継ぎの中で、先ほど指摘のあった団体については少しおかしな状態になっているとの報告も受けている。

全ての団体を同時並行で確認するのではなく、課題があるところから優先して着手しており、先ほど申し上げたとおり、当該団体については私が陣頭指揮を執り、早急に課題解決に当たっている。

#### ○森谷議員

前副市長の案件について伺う。弁護士に依頼した件のその後については、副市長が決定して全てが動いているが、それはそのまま引き継がれるのか。一応目を通して、自身で確認した上で判断されるのか。

#### ○副市長

おそらく、不当要求行為についての話であると思う。私は不当要求行為に関する会議のトップであるためその話であると推測するが、この件に関しては、前副市長、そして前市長の判断を継続して支持するつもりである。

#### ○森谷議員

それは単に継続するだけではなく、自身で判断した結果として、同じ結論に至ったということで良いか。

#### ○副市長

当然、そのとおりである。

#### ○議長

次に移る。

## 2 行政視察レポートについて

#### ○議長

先般、産業建設委員会において行政視察を実施した。視察先で得た先進的な取組や知見等を行政視察レポートとしてまとめられたので、報告をお願いします。執行部も聴講をお願いします。それでは、産業建設委員会、村木委員長、お願いします。

### ○村木委員長

先般、島根県邑智郡川本町へ行政視察に行った。日時は5月19日である。視察の目的は「山間地域の再生」であり、川本町の取組を学び、意見交換を行った。意見交換の相手方は、まちづくり推進課と総務財政課、及び一般社団法人かわもと暮らしである。

資料の3ページを参照されたい。川本町は同じ石見地域の町であり、平成の大合併の際には単独町制を選択した自治体である。近年は、健康食品であるエゴマの産地化や、スポーツ振興にも力を入れて、女子野球の普及による地域活性化に取り組まれておられる。

4ページを参照されたい。一般社団法人かわもと暮らしについてである。

設立の背景としては、令和32年に人口が半減するという推計もあり、平成27年に「川本町総合戦略」の策定と同時に発足した任意団体である。この団体では、「移住定住」「観光」「関係人口」、そして新たに「挑戦人口」を加えた4つの分野を一貫して担当しており、行政では対応しきれない機動的な活動を最前線で実施している。また、既存の観光協会を統合する形で発足した経緯がある。

5ページを参照されたい。事業全体としては、移住定住、関係人口、交流人口及び挑戦人口の「4本の人口柱」に対する取組を展開している。

6ページを参照されたい。移住定住人口については、子育て世代やセカンドライフ層などの個々のニーズに合わせたオーダーメイド型の体験ツアーを展開しており、これが効果的であると受け止めた。

7ページを参照されたい。空き家バンク等の関係である。

実際、私どもの所管は危険家屋等になるため、この分野については総務委員会の所管になるのではないかと思う。その点についても当然、横の連携を図り、我々もこのような勉強をしながら、将来的には危険家屋の減少を見越した上での内容であるということを理解いただきたい。

お盆などの帰省時に合わせた相談会の開催や、空き家の掃除、簡易的な管理代行といったことも実施されるとのことである。資料の右側に記載があるように、「実家のおもり」といった事業展開もされているところである。

8ページを参照されたい。関係人口の創出についてである。

地元の島根中央高校の卒業生とのつながりを維持するため、寮などの生活環境の改善も含めた戦略的な関係づくりを実践している。

9ページを参照されたい。交流人口の創出についてである。

観光協会機能の一元化に伴い、従来のパンフレット等の作成にとどまらず、地域資源を活用した独自の体験プログラム開発などを推進している。

10ページを参照されたい。挑戦人口の創出についてである。

社会人女子硬式野球クラブ「島根フィルティーズ」を創設・運営し、選手としての活動を支えるとともに、地域での雇用確保やビジネススキル向上などのセカンドキャリア支援を一体的に行うことで、若者の移住と定着を同時に実現している。

16 ページを参照されたい。質疑については割愛し、委員会の考察である。先ほども申し上げたように、当委員会としては中山間地域の再生のほか、漁港や商工業の活性化という課題もあるが、今回は中山間地域の再生という観点から、まずは「かわもと暮らし」のような中間支援組織を設立できないかと考えさせられた。行政では対応しきれない機動的な活動の必要性を感じたのが第1点である。

次に空き家対策について、これはソフト的な面になるが、やはりニーズに合った事業展開を考えていきたい。

そして最後に、今回川本町は女子野球という切り口でつながりを持っておられるが、本市においても雇用先の確保やキャリア形成の支援といった点に目を向けるべきであると考えている。

今回の視察と、これまでの関係部署へのヒアリング、及び地域井戸端会等で各委員から伺った意見を踏まえ、浜田市の中山間地域における農地、空き家、移住、地域活動を一体的に再生できるような政策提言を今後まとめていきたいと考えている。

## ○議長

ただいま報告があった。これについて質疑等はあるか。

( 「なし」という声あり )

## 1 執行部報告事項

### (3) 道の駅ゆうひパーク浜田について (続き)

## ○議長

執行部報告事項の(3)道の駅ゆうひパーク浜田についてに戻る。執行部からの答弁をお願いします。

## ○産業経済部長

先ほど答弁できなかった2点について、まず収支計画の表において、2年目以降の営業利益が800万円から約1,000万円に上がっている。しかし、販売管理費やテナント料など費目の詳細が不明なままであり、この収支計画が妥当なものかどうか判断できないと思うがどうか、判断できないということだったと思う。

この間、優先交渉権者に確認したところ、詳細な数字については出すのを控えていただきたいとのことであった。特にテナント料については、これから本格的に交渉に入る段階で、おおよその金額であっても出すことは交渉上不利になる可能性があるため、承知していただきたいとのことである。

売上高については、テナントの売上げは含まれておらず、優先交渉権者が直営で行う直売所・産直市や、年12回程度予定しているイベント等の売上げが計上されている。1年目は少なく見積もっているため、2年目の数字で説明すると、売上総利益は4,655万2,000円である。そこから販売管理費として約3,800万円が計上されてい

る。費目ごとの詳細な金額は控えるが、修繕料 300 万円のほか、人件費、水道光熱費、設備等の保守点検費、維持管理費、旅費・交際費等の業務費などが含まれている。これらを差し引いた 846 万 3,000 円が営業利益となる。

しかし、この営業利益の中から、市への納付金 100 万円と、初年度のリニューアル費用約 1,800 万円の返済、毎年約 130 万円の返済を行うため、合わせて約 230 万円が充てられる。

さらに、15 年間のうちにエアコンの全面更新が必要になった場合、1 億円以上の経費がかかると見込まれるが、この経費は収支計画には計上されておらず、営業利益の中から必要な資金を積み立てて対応したいとの意向である。

もう 1 点の森谷議員からの質問で、優先交渉権が消滅するケースについては、3 つのパターンがある。1 つ目は、事業計画が履行できない場合に、市と優先交渉権者の協議によって判断するケース。2 つ目は、優先交渉権者自身が事業計画の遂行が困難であるとして辞退するケース。3 つ目は、指摘のとおり、事業計画が達成できない見込みの際に、市の判断で優先交渉権を取り消すケースである。

先ほど口頭で申し上げた内容を現在書面にしており、でき次第お配りする。

#### ○森谷議員

10 ページの収支計画表について、売上高の項目に「賃料を含む」とあるが、賃料とその他の売上高の割合はどのように想定しているのか。

#### ○産業経済部長

売上高の数字については、直売所やイベント開催等による売上げを見込んでいる。

#### ○森谷議員

それであれば、全体の賃料は分かるのではないか。テナントが入るかどうかで変動はあるとしても、賃料部分と売上部分の区別や割合は出せるのではないか。

#### ○産業経済部長

先ほどの休憩中に優先交渉権者に問い合わせたが、おおよそのテナント料であっても、今後の交渉に影響するため、数字を出すことは控えてほしいとのことであった。

#### ○森谷議員

では、有料でテナントに貸し出し、賃料が発生する面積を教えてください。

#### ○産業経済部長

すぐに数字が出ないため、後ほど答弁させてほしい。

#### ○森谷議員

浜田市の規定で、上限金額が決まっていたと思う。お魚市場などもそのような規定があったはずである。全く数字が出せないのではなく、市の規定上の上限額は提示した上で、優先交渉権者からの要望により詳細な数字は控えている、と答弁するのが適切ではないか。優先交渉権者が秘密にしたいと言っても、浜田市としての相場程度は示せるはずである。

また、13 ページの修繕費についてであるが、優先交渉権者の見積もりを一方向的に信じるのではなく、エレベーターや空調設備などについては、市側でも費用をかけて

専門業者に詳細な見積もりを取るべきである。

さらに、14 ページに数字が全くないということは、優先交渉権者としての適格性に欠けると判断し、次点の候補者と交渉を始めるべきではないか。

### ○産業経済部長

まず、平米当たりの上限額や相場については、現在数字を持ち合わせていないため、確認して後ほど答弁する。

13 ページの修繕費等の初期投資については、優先交渉権者からの見積もりとして詳細な数字が提示されているため、これに基づいて判断している。しかし、年間の維持管理費やエアコンの全面更新にかかる約1億円以上の経費については、指摘のとおりである。年間の維持管理費については、現在市が所有し無償貸付けを行っている現ゆうひパーク浜田の収支報告から、約150万円程度という数字を確認している。また、空調の全面改修費用についても、市独自で業者に見積もりを取っており、資材価格の高騰などにより若干の増額はあるものの、優先交渉権者が提示した額とほぼ同程度であることを確認している。

14 ページの数字がない点、テナントの数、長期間の定義、集客が著しく低い割合などについてであるが、市としても一定の基準は持ち合わせているものの、相手方との合意が必要であるため、現時点での回答は控えさせていただく。

これらの基準は重要な数字であると認識している。6月定例会議に無償貸付け契約の議案を提出するまでに、優先交渉権者と基準について合意し、お示ししたいと考えている。

### ○森谷議員

12月17日に全員協議会が開催され、事業計画案のようなものが提出された。その後、産業建設委員会等で厳しい意見が出され、優先交渉権者もそれを真剣に受け止め、変更に向けた努力をしたものと思われる。新しい事業計画書が作成されたのか、あるいは新たに内容が付け加えられたといった情報はあったのか伺いたい。

### ○産業経済部長

前回お示しした事業計画と今回のものでどこが変わったか、何が追加されたかという質問である。本日配った全38ページの事業計画書案のうち、前回から追加されたのは2ページ分である。具体的には、22ページに地域貢献として、地元の農業法人と連携していく考えを追加した。もう1つは35ページで、集客目標KPIを達成するための具体的な取組を表形式で追加した。

内容の主な変更点としては、テナントの構成について、前回はJAの参画を説明したが、これが難しくなったため、地元農業法人の協力を得ることとした。また、資料には明記されていないが、テナント確保に向けた契約解除規定を設けたこと、市としても重視している地元雇用の確保について、元従業員が希望すれば継続雇用する旨を明記したこと、そして先述のKPIと具体的な取組を追加したことなどが修正点である。

### ○議長

森谷議員、かなり時間が押しており、6月定例会議の議案質疑等もあるため、配慮をお願いします。

### ○森谷議員

議案質疑の最終的なところでやっても意味がない。

前回の全員協議会でも指摘したが、SWOT分析などの内容が不適切である。撤退すべきところに提案が入っているなど、内容がずさんである。その点はチェックしたのか。

### ○産業経済部長

指摘の点については、前回の全員協議会の議事録で確認し、前任にも状況を聞いた。4ページのSWOT分析について、脅威と強みを掛け合わせたST戦略の部分に不適切な記載があるとの指摘と思う。

### ○森谷議員

どこに脅威があるのか明確ではない。どこにでも言えるような内容である。また、上のST分析についても、脅威ではなく機会の方に向かうべき内容であり、でたらめである。

お魚市場の2階にあるフードコート等のテナントについては、浜田市の規定で上限が平米当たり1,000円余りとなっており、それ以上取るとはできないはずである。例えば5坪で3万3,500円になるが、これを当てはめて賃貸面積を掛ければ賃料が算出できる。仮に年間3,000万円の賃料になるとすれば、15年間で4億5,000万円になる。4億5,000万円もの収入があるのなら、修繕に1億円や2億円を支払っても十分におつりがくる計算になる。

したがって、適切に修繕を行うのであれば、行政財産に戻し、指定管理者制度を導入すべきである。なぜあの施設だけ普通財産に留めているのか、非常に問題である。ゆうひパーク道の駅や今回の建物、賃貸についても同様である。全て行政財産であったものを売却の直前に普通財産に変更した経緯があるが、普通財産に留めておく必然性はない。行政財産として指定管理にすれば全て円滑に収まり、空調設備の修繕等に関する疑念が生じる可能性もゼロになる。浜田市が責任を持って行うべきであり、そのように対応すべきである。

### ○産業経済部長

3点質問いただいた。まず、市の指定管理施設における平米当たりの上限単価と、ゆうひパークの1階・2階のテナント部分の面積については、現在確認中であるため、後ほどお示しする。

次にSWOT分析について、指摘のとおり部分もあるかと思うが、脅威はあるものの、浜田の強みを生かしてこれを克服したいという意図での分析である。前任の担当課長と同様の答弁になり恐縮であるが、弱みを理解した上で脅威を克服していきたいという趣旨である。

3点目の普通財産の無償貸付けについてであるが、市がゆうひパーク浜田を取得し、公設民営方式で運営事業者を選定するにあたり、施設の老朽化が進んでおり多額の修

繕費が見込まれた。そのため、普通財産と位置付け、将来的な修繕も含めて民間業者の自由な発想でリニューアルしていただこうと考えたのである。

無償貸付けとした理由については、市は約2億3,000万円で施設を取得したが、大規模改修等の維持管理経費は運営事業者に負担していただくためである。運営事業者は、修繕費や光熱水費、設備点検費などで15年間に約2億円の経費を見込んでおり、さらに1億円以上かかる可能性のある大規模修繕も負担することになる。

こうした経費を運営事業者が負担することで、市としての対価は得られていると考えている。

### ○副議長

関連して伺うが、平米単価を計算しているとのことだが、無償貸付けと指定管理は制度が異なる。指定管理の基準で計算した単価を相手方に伝えているのか、それとも全く自由に設定できるものなのか。

### ○産業経済部長

面積と平米単価は現在確認中である。相手方に伝えているかどうかについても、後ほど確認して答弁する。

### ○遠藤議員

1階、2階のテナントについて、地元企業が入る場所が明記されているが、例えば1階に入る予定のコンビニエンスストアのオーナーは地元の方なのか。

また、地元業者と全国展開のチェーン店ナショナルチェーンとで家賃の差額は設けるのか。ナショナルチェーンは資金力があるため高い家賃を払えるが、地元業者は払えずに入居できないという事態が懸念される。結果としてナショナルチェーンが入り、市への税収はわずかになるのではないか。詳細を伺いたい。

### ○産業経済部長

まず、ローソンのオーナーが地元の方かどうかについては、確認して後ほど答弁する。

テナント料について、地元業者と大手で差を設けるか等も含め、情報については公表を控えたいと優先交渉権者から申し入れがあったところである。明確にお答えできず申し訳ない。

### ○足立議員

11 ページのレジ通過者数の合計について伺う。浜田市の人口減少が急速に進んでおり、また山陰自動車道三隅・益田道路の開通により通過する車も多い現状において、5年ごとに5%ずつ集客を増やすという目標は非現実的ではないか。どのような根拠に基づいてこの目標を設定したのか伺いたい。

### ○産業経済部長

前面道路の交通量については、令和2年の全国道路・街路交通情勢調査の数字を使用しているとのことであった。指摘のとおり人口減少は加速度的に進んでいるが、一方で山陰道三隅益田道路の整備により利便性が向上し、ドライバーの利用は増えているのではないかと考えている。

毎年 5%の増加目標については、年を追うごとに施設の魅力が周知・PRされ、イベント等の開催を通じてリピーターを増やしていくという優先交渉権者の意向である。具体的な施策による増加率の根拠までは明確に示せないが、施設の魅力を高めリピーターを増やすことで目標を達成したいとのことである。

### ○足立議員

気持ちはよく分かるが、現実的にこれだけ人口が減少しており、人口が減っていくことは車に乗る人も当然減ってくる。浜田市の高齢化率も 38%を超えており、利用が増える要素が全く見当たらない。浜田市に年間来られる観光客は 150 万人程度であるが、その観光客が一番どこに行っているかといえば、しまね海洋館アクアスである。アクアスには広島方面から来られる方が多く、ゆうひパーク浜田を通っていないのが実態である。

このように人が増える要因が何一つ感じられない状況において、計画の数字がせめて維持であれば理解できるが、維持どころか増加している。1 年目から考えると、11 年目には倍になる計算である。普通に考えて現実的ではないと思うが、なぜ所管の担当部署がこれを了承されたのか全く理解できない。

それでもあえてこの計画のままで進めるというのであればそれも一つであるが、そうなれば当然収支計画にも反映されてくる。収支計画についてあまり細かく言及することは控えるが、先ほど 1,700 万円の部分は借入金の返済であるとの説明があった。ということは、当初借入れを行い、元金の部分は貸借対照表上の負債から減少し、利息分は経常経費から計上されるはずである。それらを考慮すれば、数字的にはさらに良い形になるのではないかと考えた次第である。

そうした財務的な分析も含めて執行部として精査した結果、この計画の数字で問題ないという判断をされたという認識で良いか。

### ○産業経済部長

まず集客目標についてであるが、諸々の人口減少などを考慮すると、厳しい条件があることは確かに承知している。繰返しになるが、施設の魅力を高めることによるリピーターの増加を目指している。

また、現在のゆうひパーク浜田における過去 5 年程度の県の観光動態調査による来場者数、レジ通過者数を見ると、人口減少の中にあっても、令和 3 年の約 19 万 7,000 人から令和 7 年には 22 万 1,000 人へと増えている状況にある。長年愛されてきた施設であるため、魅力を高めることで観光客だけでなく市民に対しても利用を促し、この目標が達成されることを期待している。

### ○副市長

1 年目の 24 万 5,000 人のレジ通過者が倍になるのかという質問についてである。これについては、我々も共同事業体に対し、本当に信憑性があるのかを確認した。相手方は達成すると述べており、達成できなければ当然契約解除の方向に進むため、自ら高い目標を課しているということがまず 1 点ある。

また、資料 11 ページの記載にあるように、前面のバイパスの交通量はおおむね 1

日 2 万台程度である。立ち寄り率を約 10%とすると、2 万台の 10%で 1 日当たり 2,000 人が訪れる計算になる。ローソンの誘致や様々な魅力的なイベントを実施して施設の魅力化を図ることで、まずはこの立ち寄り率を上げていく考えである。

乗車人数は基本的に変わらないが、各店舗のレジ通過率を引き上げていく。レジ通過率とは、1 人の来場者が何回レジを通過するかという指標である。例えば 1 人が 5 回レジを通過すれば 5 カウントとなるが、魅力的な店舗を多数取りそろえることで、現在 5 回であるものを 7 回、8 回と増やしていけば、掛け算で全体の数字が上がってくる。したがって、立ち寄り率を上げることと、店舗数を増やしてレジ通過率を上げていくことが重要となる。

指摘のとおり、前面道路の交通量はおそらく維持もしくは減少していくと予測されるが、益田方面へ道路がつながったことで増加する可能性もあると考えている。いずれにしても、変動要素である立ち寄り率とレジ通過率を、施設の魅力向上によって引き上げていく計画である。あくまで相手方から提示された高い目標であり、相手方がそれを実行すると述べているため、市としてはこれを了承した次第である。

もう 1 点、二つ目の質問である収支計画についてである。資料 10 ページの最後の営業利益が利益部分であるが、その上の「修繕費を含む販売管理費」についてである。相手方の内訳において、実は減価償却費は計上されていない。単年度のフローとしての費用の中には、定額の修繕費として 300 万円が含まれているが、実際の施設の減価償却費はこの中に含まれておらず、減価償却の積立てがされていない状況である。

したがって、積立てがされていない以上、300 万円を超える償却や修繕が発生した場合には、当然営業利益やこれまでの蓄積ストック) の中から支出していくことになるという点について、理解いただきたい。

### ○川上議員

3 点伺う。まず、テナントの面積は出たか。

### ○産業経済部長

面積については、1 階のコンビニエンスストア部分が約 241 m<sup>2</sup>、1 階フードコートが 287 m<sup>2</sup>、2 階レストラン東側が 384 m<sup>2</sup>、2 階西側が 339 m<sup>2</sup>である。施設全体の面積は 2,568 m<sup>2</sup>であり、これら 4 か所の合計 1,253 m<sup>2</sup>が占める割合は約 46%である。

### ○川上議員

直営の直売所等の面積は含まれないということか。

次に、リスク分担について。市が責任を負うべき合理的な理由がある場合は市が負担するという規定があるが、これはどのような場合を想定しているのか。

また、基本協定を改定されたか。

### ○産業経済部長

基本協定は過去 2 回更新しており、現在の基本協定がこの 6 月末までとなっているため、再度更新する予定である。

### ○川上議員

基本協定はこれまで 2 回改定しており、今回で 3 回目ではないかと思うが、私の認

識は間違っているか。このように延び延びにするということは、条件である「協議が整わなかった場合は解除する」ということに該当するはずである。確かに甲乙で協議して延ばすのは結構であるが、その前段階として協議が整わなかったという事実が重要である。

本来であれば、今年の3月31日、つまり前々回の協定期間の時点で、協議が整わなかったから解除すると言えば終わっていた話である。それを無理に6月30日まで延ばしたため、今月中に何とかしなければならぬと考えておられると思うが、無理やり6月30日まで延ばされたのか。

### ○産業経済部長

基本協定や募集要項において、確かに事業計画が履行できない場合は、契約をしない、あるいは基本協定を解除するという申合せとなっている。したがって、前回、3月31日に実施計画の移行が難しいと判断した際に、そのような検討もあったと思われる。

しかしながら、当時の判断としては、退店したテナントの代わりに別のテナントを確保することで事業計画の質を維持し、高めようということで、もう一度延長して6月定例会議を目指し、6月30日まで基本協定を更新したという経緯である。

基本協定の更新についてであるが、まず1度目の基本協定の締結を令和7年3月に行い、令和7年3月5日から3月31日までの基本協定とした。これを1度目の更新として、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとした。

大変申し訳ない。資料の見方を誤っていた。過去に3回更新している。2回目が令和7年9月30日まで延長したものを再度更新して令和8年3月31日までとし、それを3回目の更新として今に至っている。

### ○議長

川上議員は産業建設委員会の委員なので、配慮されたい。

### ○川上議員

今日聞きたいから聞いている。基本協定の第4条に提案の作成という項目があり、これができなかった場合は解除しても良いはずである。協議して駄目だから止めるということで終わりである。それなのになぜ延ばしたのか、その理由を聞いている。

### ○議長

暫時休憩する。

[ 14 時 55 分 休憩 ]

[ 15 時 00 分 再開 ]

### ○議長

会議を再開する。

### ○産業経済部長

まず基本協定についてであるが、3月定例会議への提案を見送り、4月1日から6

月30日まで現在延長している。3月定例会議の中で、6月末まで延長したいということで伺いを立てたが、その後に延長したという報告ができておらず、大変反省している。

また、リスク分担の中で市が負担する取組もある。代表的な例を挙げると、不可抗力リスクとして、地震や火災などの災害が起きた際の施設の修繕等については、市が負担するということで分担を定めている。

副議長から質問があった平米単価やお魚市場のテナント料といった情報を今回の優先交渉権者に伝えているかという質問であるが、これについては伝えていない。指定管理者制度と今回の普通財産の無償貸付けとは手法が異なるということについても、伝えていない。

### ○副議長

担当委員だが、資料が少し変わっているので質疑する。委員会では、テナントの募集の期限が決まっていなくて、今回、明確に10月31日という日が出たが、なぜこの日に設定されたのか伺う。

### ○産業経済部長

このたび、委員会においては「秋口」のような曖昧な表現で説明をしていたが、今回、10月31日までという期限を明確に記載して示させていただいた。委員会の中でも少し説明したが、4月のオープンに向けての準備や改装等を考慮すると、遅くとも10月か11月頃までには期限を定めておかないと、4月のオープンに間に合わないという理由が一つある。

また、我々として避けたかったのが、現在の優先交渉権者との契約を打ち切った際、来年4月のリニューアルオープンの時期に次の運営事業者がおらず、現在の運営事業者も既に撤退の判断をしているため、施設を運営する事業者が不在となり休業状態になってしまうことである。これを何としても避けたかった。

そこで、現在の運営事業者が撤退の判断をするのはいつ頃になるのか先方に相談したところ、10月31日がぎりぎりの期限だろうということであった。これら二つの判断材料から、10月31日と設定した次第である。

### ○副議長

オープン後に実態が計画と乖離する場合は契約解除するという規定を設けるとのことであるが、私が以前質疑した際には、そのような規定は設けないといった答弁であったと記憶している。それは良いとして、私が危惧しているのは、途中で解除された場合、現在の指定管理者もいない中で空白期間が生じる可能性が十分にあり得ることである。その期間の管理はどのように行うつもりか。直営で行うのか、それとも別の業者を考えているのか。解除した際に誰も管理する者がいなくなった場合のことも想定されているか伺いたい。

### ○産業経済部長

まず、委員会での説明が十分でなかった点について、おわび申し上げます。

心配されている途中で解除した場合に運営事業者が不在となり施設が休業状態に

なってしまう点については、市としても十分に危惧しているところである。それをどのように防ぐかについては、例えば契約解除の決定をした後、向こう1年間は必ず運営を継続してほしいといった条件が先方と合意できるかなど、今後話し合っただけでは詰りななければならない。

しかしながら、次の運営事業者を決めるためのプロポーザルの募集や選考、また今回のように事業計画を議会に相談するといった手続を踏むと、次の運営事業者が施設の運営を開始するまでに1年3か月から1年半程度の期間を要すると見込んでいる。そのような空白期間が生じないように、また少しでも短くなるように、契約解除の規定や基準を設ける際には十分に配慮したいと考えている。

### ○副議長

その点についてはしっかり想定していただきたい。そうでないと、書いている以上はそのような事態に陥る可能性があるため、十分に想定しておく必要がある。

もう1点、担当委員会でも言ったが、無償貸付けであるならば100万円も不要ではないかという意見を述べさせてもらった。その分を市民に還元したり、周辺の整備に使ったりすれば良いと思っていた。この施設は市の所有物であるが、市民の財産でもある。市民の財産を無償で貸し付けて、一業者だけが利益を得て市民への還元がない場合は、住民監査請求が起きてもおかしくないという意見もあった。15年間貸し付けることを市が決めるのは良いが、それに対して市民にどれだけのメリットや還元があるのか、市民に説明できるような内容でなければ厳しいと思うが、その辺りはどのように考えているか。

### ○産業経済部長

二つの考えがある。まず金銭的な対価という点について、市はこの施設を取得するのに約2億3,000万円をかけている。それを普通財産として無償貸付け・プロポーザル募集をした際の条件は、今後の大規模改修も含めて施設を運営していただくということであった。現在15年の貸付け計画となっているが、運営事業者の収支計画においては、この貸付けに基づいて運営事業者が担う施設の維持管理運営費用（修繕費や光熱水費、各種設備の点検費用など）として、約2億円を見込んでいる。

また繰り返しになるが、築30年が経過し、エアコンについても既に20年使用しているため、今後15年間で1億円以上の費用が見込まれ、設備の全面改修などが必要になる可能性もある。こうした経費についても今回の優先交渉権者が負担する計画となっているため、2億3,000万円で買い取った施設にそれ以上かかる経費を優先交渉権者に負担していただくことで、市が無償で貸し付ける対価は得られていると考えている。

もう一つは施設の機能的な面である。リニューアルオープンに伴い、地元の産直市をにぎやかに展開してもらったり、ナショナルチェーンの飲食店を導入してもらったりすることで、施設の利便性を高めてもらいたいと考えている。

また、近くにゆうひ公園もあることから、キッズスペースを設けて子育て世代のにぎわいの場として活用していただきたい。さらに、地場産品の取扱いや地元雇用な

ど、地域や地元事業者へのメリットも生じてくるものと考えている。

### ○副議長

修繕費が市にかからないということが、市民への還元とは言えないと思う。市が購入した財産であり、修繕費を他者が負担することが市民還元になるわけではないので、しっかり考えていただきたい。市民が喜べる施設、市民が誇れる施設にすることこそが市民への還元であり、市のメリットであると思うので、その点は十分に検討する必要がある。

もう1点、今回の話では10月31日までという期限が示されたが、途中で計画変更があった場合は認めるのか。それとも、計画変更なしでこのまま10月31日を迎えて達成できなかった場合は解除となるのか、途中での計画変更も認めるのか伺いたい。

### ○産業経済部長

プロポーザルで選定された計画であるため、基本的にはこの計画をベースに進めていただきたいと考えている。大幅な変更については当然協議が必要である。

ただ、今回、10月31日を期限として、2階のレストランについては最低1か所は埋めてほしいという条件を設定している。もし10月31日の時点で2階のレストランが1か所も埋まっていなかった場合は、当然事業計画達成のために引き続きテナント誘致を行っていただくことになる。しかし、4月になってもテナントが確保できておらず、2階の1か所が埋まっていないからといって、その時点で即座に契約解除するわけにはいかない。空いたスペースについては、次のテナントが決まるまでの間、一時的な代替として、キッズスペースや休憩場所、市民向けのレンタルスペースなど、道の駅の他の機能を有するスペースとして利用すること程度は認めたいと考えている。

### ○副議長

そのような話は我々には知らされていない。最低1か所だと言うが、埋まらない場合はどうするのかという話も今初めて聞いたし、キッズスペースの代替利用がいつまでなら許容されるのかといった議論もまだできていない状況である。

昨日まで産業建設委員会で視察に行っており、当然ゆうひパーク浜田の話にもなった。そこで、2階が埋まらなければ赤てんミュージアムなどにしても面白いのではないかと盛り上がった。自由討議でいろいろと話し合った後に委員会で提案されていればよかったという話にもなったため、議案質疑の場ではないが、もっと良いものができるのではないかという思いがあることを理解していただきたい。これに対する答弁は不要である。

### ○議長

ほかに質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

では、執行部はここで退席されて構わない。

( 執行部退席 )

## 3 議会運営における留意事項について

## ○議長

資料3を参照されたい。議会運営における留意事項ということで、議会の秩序保持や適正な議事運営のためのルールについて整理した。改めて全議員で認識を共有するため、私から読み合わせをする。

1 ページ目の議会運営における留意事項についてであるが、本資料は議会の品位保持及び円滑な議事運営を確保するため、地方自治法、会議規則、委員会条例及び議員政治倫理条例等に基づく基本的なルールと運用を整理し、共通認識を図ることを目的として作成したものである。議会は言論の府であり、議員の発言の自由は最大限尊重される。

一方で、議会は公的な意思決定機関であることから、発言には地方自治法及び会議規則等に基づく一定の規律が求められている。発言内容そのものを制限する趣旨ではなく、議会の秩序保持及び適正な議事運営のためのルールを整理するものである。議会は多様な意見を尊重しながら、市民に信頼される議論を行う場である。そのためには、自由な発言とともに、相互の尊重と規律ある議事運営が不可欠である。全議員が共通認識を持ち、市民に信頼される議会運営に努める必要がある。かつて帝国議会時代に斎藤隆夫という方が、軍部の拡大、満州事変の拡大に反対する演説を行い、それをもって多くの国会議員が彼を除名したという経緯がある。なぜ除名したかといえ、軍部におもねったからである。その反省から、日本国憲法に変わった段階で議員の発言の自由が大きく認められたところである。しかしながら、この発言の自由には一定の制約があり、不穏当な発言をしないなどの例外規定がある。個人の誹謗中傷をしてはいけないということは、当然の大前提として皆も十分理解していただいていると思うが、改めて今日読み合わせをしたい。

2 ページ目の議会の規律、懲罰についてである。令和5年の地方自治法の改正により地方議会の役割や議員の職務等が明確化され、議員は住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないとされた。議会の設置に関する条文にも規定されているが、議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け誠実にその職務を行わなければならない。

規律に関する事項として、地方自治法における規定事項がある。①議場の秩序維持について、議場において議員は自治法や会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す言動をしてはならず、議長の制止等に従い規律を守らなければならない。②傍聴者の遵守事項として、傍聴人は公然と可否を表明する言動をしたり、騒ぎ立てるなど会議を妨害してはならない。③議長の注意喚起として、議場の秩序を乱し又は会議を妨害する者があるときは、議員は議長の注意を喚起することができる。④言論の品位について、本会議や委員会において、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。⑤侮辱行為の禁止について、他の議員を侮辱する言動をしてはならない。⑥会議出席の義務について、招集に応じ議事堂に参集するとともに、会議に出席することとされている。以前の地方自治法においては議会第一原則として必ず出席しなければならないと規定されており、皆がそれぞれの都合で休むと定

足数に達しないという理由であったが、現状は法改正により正当な理由がある場合を除くということはかなり緩くなっている。

会議規則における規定事項として、病気等の理由によりあらかじめ届け出た者を除き、議場に会議の妨げになるものを携帯してはならない。何人も会議中は不必要に発言し騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。議場において議長の許可なく資料や文書等の印刷物を配布してはならない。

3 ページ目である。委員会条例における規定事項については、先ほどの規定に準じている。

傍聴規則における規定事項として、傍聴人は議場に入ることができない。傍聴人の守るべき事項として、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならず、談笑を慎み騒がしい行為をしてはならない。鉢巻や腕章の類いをするなど示威的行為をしてはならず、飲食又は喫煙も禁止されている。みだりに席を離れたり不体裁な行為をしてはならず、携帯電話その他の機器による通話や、音又は光を発する方法で機器を使用してはならない。これらに触れるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。傍聴席において写真及び動画を撮影できるが、議長が適当でないとした場合は除く。傍聴人は全て係員の指示に従わなければならない。違反に対する措置として、傍聴人がこの規則に反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

4 ページ目の浜田市議会議員政治倫理条例における規定事項についてである。浜田市議会では本条例により議員が遵守すべき政治倫理基準を定めており、議員の言動は議場内外を問わず厳格な規律の下にある。

第3条において、議員は次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないとされている。(1)市民全体の奉仕者としてその品位又は名誉を損なう一切の行為をしてはならない。(2)市民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。(3)市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦や紹介をするなど、その地位を利用して不正に影響力を行使してはならない。(4)市又は市が出資その他財政支援を行う法人等の職員に対し、嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為により公正な職務の執行を妨げてはならない。(5)法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し申入れ又は要望に応じるよう執拗に要求してはならない。(6)ハラスメント、すなわち行為者の意図にかかわらず相手方を不快にさせ、尊厳を傷つけ、又は不利益もしくは脅威を与えることなど、人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。(7)発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャルネットワークワーキングサービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしてはならない。(8)市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し特定の企業や団体等の推薦、紹介をするなど、その地位を利用して不正に影響力を行使してはならない。(9)政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けてはならず、後援団体に対する寄附についても同様とする。(10)暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与してはならない。(11)正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らし、又は不正に利用してはならない。

基準違反の疑いがある場合は、政治倫理審査会の審査を経て事実が認められればその旨が公表され、議長に対し辞職の勧告等必要な措置を求めることができる。審査会は公開とする。審査対象議員は自らの行為が基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し必要な措置を講じなければならない。

5 ページ目の政治倫理基準の逐条解説である。品位、名誉の保持について、市民全体の奉仕者として品位や名誉を損なう一切の行為をしてはならないというのは、議員という職責に対する市民の信頼を失墜させる行為の禁止である。違反となる例として、一部の特定の個人や団体の利益のみを代弁、優先した行動、公私の混同、特権的な振る舞いや高圧的な態度など、公平性や高い倫理観を欠き市民の不信を招く行為は本号違反となる。議員には議場での自由な発言が保障されているが、地方自治法に基づく言論の品位や秩序保持のルールの逸脱は許されない。不適切な発言を度々行ったり、議長や委員長の制止に直ちに從わず議事進行に支障を来す行為は、議会の権威を著しく損なうものである。たとえ後で発言を取り消したとしても、円滑な議会運営に支障を来して秩序を乱す行為を繰り返すこと自体が品位の失墜に該当する。正当な理由のない欠席や遅刻、離席の常態化、不真面目な態度の反復なども対象となる。また、議場内に限らず私生活の著しいトラブル等により報道等を通じて議会全体の信頼を損なわせた行為も対象となる。

金品授受の禁止については、典型的な贈収賄のみならず、口利きの見返りとしての謝礼や実態のない顧問料の受領等も含まれる。社会通念上妥当と認められる範囲の冠婚葬祭の祝儀等や少額の品物のやり取りまで禁ずるものではないが、市民から疑念を抱かれることがないように厳格に律する必要がある。

人事への介入禁止については、行政の公平性を担保するため職員人事に対する不当な介入を禁じるものである。対象には会計年度任用職員等も含まれ、働き掛けの成否や対価の有無は問わず、特定の受験者の名前を挙げて配慮を求めたり、特定の職員の異動等を要求したりする行為を行った時点で違反となる。

6 ページ目である。職員の公正な職務執行の妨害禁止について、議員の優越的な立場を背景とした不当な圧力により行政の中立性や適法性がゆがめられることを防ぐ規定である。市等には外郭団体等も含まれる。違法な建築物に対する指導を見逃すよう圧力をかけることや、税金の滞納処分を待つよう要求すること、要求を通すために大声を上げたり人事上の不利益をちらつかせたりすることなどが違反となる。

執拗な要求の禁止について、市民からの要望を行政に届けることは重要だが、それが権限を超えた不当な圧力となることを戒める規定である。議員個人には法的根拠に基づく調査権はなく、行政側の回答は任意である。対応が難しい旨を回答しているにもかかわらず、合理的な理由なく何度も面会を求めたり長時間の居座りを繰り返す対応を指す。

ハラスメントの禁止については、行為者の意図にかかわらず客観的に見て相手方を不快にさせ尊厳を傷つける行為であれば該当する。正しいことを教えるための厳しい指導だった等の主観的な意図は否定される。また、相手から先に失礼な態度をとられたと主張して自己正当化することも許されず、暴言等でやり返す行為自体が独立したハラスメントとなる。

7 ページ目の情報発信における名誉毀損等の禁止についてである。ネット社会における情報発信責任を定めたもので、SNSやビラ配り等あらゆる媒体が対象となる。政策批判の域を超え、相手の人格、容姿、私生活を攻撃することや、客観的証拠のないことを摘示して社会的評価を低下させる発言は名誉毀損に該当する。一般の市民や一般職員を特定できる形で批判することも著しい人権侵害となる。未確認情報を軽率に発信し他者の信用を毀損した場合も免責されない。SNS特有の機能である拡散や「いいね」による加担も、不当な情報の流布に問われる可能性がある。個人の見解であると免責文言を記載しても、議員の発信として認識される以上は条例の適用を免れない。契約、許認可への介入禁止については、いわゆる官製談合への関与や特定業者への利益誘導の禁止であり、入札情報の漏えいを求めたり指名業者に入れるよう働き掛けたりすることが違反となる。

8 ページ目の不適切な寄附の受領禁止についてである。法令に違反しなくても、市から補助金の決定を受けた企業や市と係争中の団体からの寄附など、対価性が疑われ道義的な批判を受けるおそれのあるものは受領を禁じており、後援団体を隠れみのにすることも後段で明確に禁止している。反社会的勢力との関係遮断については、議員が利用することだけでなく、会合への出席や祝儀、花輪の送付等を通じて結果的に資金源に加担してしまう交際等も含まれる。守秘義務については、非公開情報や個人情報の適切な取扱いを求めており、善意や自己アピールの目的であっても情報解禁前の行政情報等をSNSで発信する場合は本号違反となる。

9 ページ目の懲罰に関する事項である。議会の品位を傷付けたり議事の進行を妨げる行為があった場合は厳正に対処されるが、議員活動への影響も大きいため客観的かつ慎重な判断が必要である。現職議員による本会議や委員会等の活動中の行為が対象となるが、議場外の行為であっても懲罰の対象となる場合がある。懲罰の種類として、公開の議場における戒告・陳謝、一定期間の出席停止、除名がある。懲罰動議の発議には議員定数の8分の1以上の発議が必要であり、除名には出席議員の3分の2以上、かつ、その4分の3以上の同意が必要である。動議は事犯があった日から3日以内に文書で提出しなければならない。議長は会議に諮って懲罰特別委員会に付託し、議会は直ちに委員会を設置する。出席停止期間は原則5日を超えられないが、数個の懲罰事犯が競合した場合等は例外となる。

10 ページ目の発言ルールである。発言は自由であるべきだが一定のルールを逸脱してはならない。発言しようとする者は議長や委員長の許可を得る必要がある。発言通告書は定められた期間内に提出し、質問等の要旨や賛否の別を記載する。発言は簡明にし、議題外にわたり範囲を超えてはならない。違反した場合は注意され、従わな

い場合は発言を禁止される。

質疑において自己の意見を述べることはできない。質問等が容易に終了しないときは終了の動議を提出でき、議長は討論を行わず会議に諮って決定する。表決の宣告後は発言を求めることはできない。発言の取消しや訂正は許可を得て行うことができるが、訂正は字句に限られ趣旨の変更はできない。議場においては無礼な言葉や不穏当な発言をしてはならない。

11 ページの発言の取消し、訂正についてである。錯誤等に基づく場合は議会の許可を得て取り消すことができる。取消し方法として、発言者自ら求める場合、他の議員から動議が出される場合、議長が職権で命令する場合がある。

不穏当発言とは、無礼な言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解を招く発言などの不適切な発言をいう。取消しや訂正がなされた場合、会議録原本には記録されるが、公開用の会議録には掲載されず、動画等についても該当部分の削除等の作業を行う。想定される不穏当発言には、他者を侮辱する発言、差別的発言、人格否定、威圧的・恫喝的発言、名誉毀損のおそれのある発言、暴言や怒号などが含まれる。

12 ページの申し合わせ事項によるルールである。議長が議員を呼ぶ際は番号と氏名に議員を付して称し、執行部は職名で呼ぶ。質疑の回数や時間には具体的な運用ルールがあり、議案の範囲を超えたり自己の意見を述べたりしてはならない。一問一答とし、同一議案で複数あるときは通告し、回数は3回までとする。再質問は答弁に対する質疑のみとし、新たな事項は初めから通告に入れるよう注意が必要である。委員会付託が予定されている場合は、市長等の考えや方針をただす場合のみ本会議で行い、詳細は委員会で行う。発言において個人や法人等が不利益を受けるおそれのあるものは自粛する。

個人一般質問は対面式一問一答方式とし、通告書には大項目、中項目だけでなく要旨を具体的に記載する。小項目数は全体で30項目以内とする。大所高所からの建設的立場の議論となるよう、単なる事務的な見解、議案質疑でただせるもの、制度の内容説明、特定地区の要望の4点については質問を差し控えることとする。質問時間は1人1回につき答弁を含め60分とし、議長判断で最大70分まで認める。要望をお願いするだけの発言は避ける。補助資料を使用する場合は事前に届け出る。なお、答弁を受けた際に答弁ごとに礼を述べる議員がいるが、議会は論戦の場であるため毎回言う必要はないと考えている。

13 ページである。議長、委員長の議事整理権について、秩序維持のために適時適切な権限行使が必要であり、発言取消し命令や退席を命じることができる。段階的な対応として、第1段階では議長等から議題に沿って簡潔に発言するよう注意を促す。第2段階では不適切であるとして取消しや訂正を求める。さらに従わない場合は発言の中止や着席を命じ、最終的には懲罰を見据えて会議規則に基づき対応することになる。議長の命令に応じなかった場合は違反に該当する。

14 ページの地方自治法における規定事項である。議長は議場の秩序を保持し、規則違反や秩序を乱す者には制止や取消しを命じることができる。命令に従わない議員

には当日の発言禁止や退去を命じることができる。議場が騒然として整理困難な場合は会議を閉じたり中止できる。傍聴人が妨害行為をした場合は制止し、退場させたり警察官に引き渡すこともできる。議員の発言が議題外にわたる場合は注意し、発言を禁止することもできる。秘密会の議事や取消しを命じられた発言等は会議録に掲載しない。

15 ページの委員会条例における規定事項である。委員長にも同様の議事整理権や秩序保持権が認められている。議長職権による発言取消し命令について、不穏当な発言に対してはまず取消しを勧告し、従わないときに命令を行うことが望ましいとされている。議員からの申出による場合は議会の許可が必要だが、職権による命令の場合は許可は不要である。不穏当発言については、議長が記録を調査の上で判断する旨の留保を行い、暫時休憩後に音声を反訳して議会運営委員会等で慎重に協議することが望ましい。議長が発言を振り返る際も、同様の不穏当発言を繰り返さないよう配慮する必要がある。

16 ページの具体例と議事進行である。長時間質問が続き収拾がつかない場合、議員や委員が質問終結の動議を提出し、所定の賛成者がいれば議題として採決を行い、可決されれば質問を終了する。

17 ページである。議員が秩序を乱した場合は議長が静粛にするよう注意する。明らかに不穏当発言に対しその場で取消しを勧告し、議員が同意すれば議会に諮り許可する。議員が同意せず取り消さない場合は、地方自治法の規定により発言の取消しを命じる。円滑な運営が困難な場合は暫時休憩して協議する。

18 ページである。不穏当と思われる発言に対し、調査の上で処置する場合、議長は後ほど発言と記録を調査の上措置すると宣告し議事を続行する。直ちに発言部分の反訳を作成し、暫時休憩中に議会運営委員会を開催して協議するための資料を準備する。暫時休憩に入ったら直ちに正副委員長等と協議して議運を開催し、不穏当発言に該当するか協議する。該当するとされれば議員に自ら取り消すか確認し、申出があれば本会議で許可する。取り消さない場合は職権で命令する。委員会においては期間の定めはないが、正副委員長等で協議し後日の委員会で結果を報告する。

19 ページである。再三注意しても従わない議員にはその日の発言を禁止し、さらに従わなければ退場を命じる。他の議員から取消しの要求があった場合は、議長が記録を調査の上で措置するとして引き取り、後日結果を報告する。浜田市議会では動画配信を行っているため迅速な対応が必要となる。

20 ページである。一般質問の通告書は指定の書式で提出していただきたい。小項目と合わせて全体で 30 項目以内である。この書式によらないと事務局で作り直すことになるため協力をお願いする。また、再質問はあくまで答弁に対するものであり、新たな項目を質問してはいけないという点に留意していただきたい。

最後にチャートについてである。委員会の所管事務調査とは、議案審査とは別に委員会が自主的かつ積極的に調査を行い得る権限である。現状として、委員個人の現状確認等にとどまっており、委員会としての調査目的が明確にならず政策立案等につ

なかりにくいという課題がある。23 ページの政策提言のチャート、24 ページの議員の調査権のチャートも確認していただきたい。委員会の調査権は固有の権限であるため行使には委員会の議決を要する。一方、議員個人の調査権には法的根拠がなく、執行機関からの回答は任意であることを認識しておく必要がある。資料提出を依頼する場合は、過度な負担を生じないように配慮することが求められる。

以上、これまでに議会運営委員会並びに特別委員会で決定したことを読み上げた。この内容に十分留意いただきながら、6月定例会議に臨んでいただきたい。

質問があるか。

**○森谷議員**

24 ページについて伺う。委員会の調査権について、その意味が理解できない。所管事務調査で調べることをお願いするのは調査権の範囲内であると認識しているが、その関係性が不明である。これは調査権とイコールなのか。

**○議長**

はい。

**○森谷議員**

有効に運用するためには、例えば退場を命じる際に物理力で引きずり出すといった対応をしなければ、これまでの事例を見ても実効性がないのではないか。

国会議員であってもひどい発言をして懲罰を受けたという話は聞かない。ほかを模倣するわけではないが、同列の立場、あるいは国会議員であればなおのこと自身の行動を律すべきである。そうした整合性を考えたとき、今回の説明は規程上はきちんとしているが、現実にはどこでも遵守されていないように感じられる。これまでこの運用はどうなっていたのか。

**○議長**

これまでも決まっていたが、その運用が徹底されていない事例が多々あった。

**○森谷議員**

そうなると、例えば除名処分となった場合、議員の身分を失うということか。また、その次に立候補することは可能か。

**○議長**

できる。

**○森谷議員**

どのような強制力があるのか。加えて、出席停止についても懲罰でよく聞くが、5日という期間が短く感じる。単に休みを与える程度では効き目がないのではないか。この期間設定にはどのような意味合いがあるのか。

**○議長**

そうした規定である以上、決まりは決まりである。

**○森谷議員**

誹謗中傷にまでは至らなくとも、ここで禁じられていることと、ツイッター等で一般の方や他の議員が行っている行為との間には非常に大きな乖離があると感じる。

この状況を議長はどのように考えているのか。

我々議員は様々な問題を掘り下げて市民に広報したいと考えているが、あまりに制限が強いと発言力や活動の力が鈍るのではないか。公的権力に委ねれば良いという話ではなく、過度に拘束されすぎていると感じる。世の中の現状と規程の乖離について、実際にはどのように認識されているのか。

**○議長**

会議規則は円滑な会議運営のために存在する。その規則に則って活動していただくことを改めて求めたい。

**○森谷議員**

理解した。かつて元議員が「ヤジは議会の花」と言い、反論しても文句は言われなかった。

それから「なし」という声掛けについてである。誰かが質問を先走って「なし」と言うのは失礼ではないか。この行為は規程のどこに該当するのか。

**○議長**

間髪入れずに発言するのは、指摘のとおり慎まなければならない。しかし、「なし」という言葉自体は議事進行を円滑にしようとする善意も含まれており、判断が難しい側面もある。

**○森谷議員**

先ほど述べたように、間髪入れずに「なし」と言うことは議事進行とは関係がない。

**○議長**

今、私が発言したことを多くの議員が聞いているので、今後は改善されるものと期待する。

**○森谷議員**

誰かが手を挙げた際には、議長が全体を見渡して指名するまで時間を置くべきである。

また、ルールは不明だが、一般的に委員長が進行する場合に、副委員長が誰が挙手しているかを見渡すはずである。しかし、議会運営委員会ではそれが行われておらず、私はいつも無視されているように感じる。委員外議員として発言を求めているのに気付いてもらえない点は、今後どのように改善され、円滑に運用されるのか。

**○議長**

今後、議会運営委員会の正副委員長が配慮されると思う。

以上で終了する。次に移る。

**4 議員定数等議会活性化特別委員会の検討状況について**

**○議長**

資料4を参照されたい。議員定数等議会活性化特別委員会・川神委員長、説明をお願いします。

## ○川神議員

今回の報告事項は2点ある。

1点目は、「浜田市議会議員政治倫理条例 逐条解説」の作成についてである。本市議会では、SNS利用時のトラブルやハラスメントへの適切な対応など、現代的な課題に即した実効性を持たせるため、本年3月定例会議において議員政治倫理条例の改正を行った。

この改正に伴い、条文の趣旨や「何が基準違反に該当するのか」という具体的な違反事例を分かりやすく明示した「逐条解説」を新たに作成した。本解説書は、議員自身の自己規律を促し、ハラスメント等の不適切な言動を未然に防ぐための強力な抑止力とすることを目的としている。内容については、別紙1として添付しているが、先ほど議長から丁寧な読み合わせ説明があったので詳細は割愛する。各会派に持ち帰ってもらっているので、理解されていると思う。

2点目は、「市職員対象ハラスメント実態調査アンケートの実施」についてである。

健全で働きやすい職場環境及び規律ある議会環境を構築するため、市職員（正規職員及び会計年度任用職員）を対象としたハラスメント実態調査アンケートの実施を計画している。

本調査については、職員が安心してありのままの実態を回答できるよう、個人特定や人事評価への影響が一切生じない「完全な匿名性の確保」を大前提としている。具体的にはQRコードからアクセスするWeb形式を想定しており、ログインID等の収集は一切行わない。

アンケートの内容については、別紙2の「市職員対象ハラスメント実態調査アンケート（案）」を添付しているが、過去3年間に議員等から不適切な言動（恫喝、大声での非難、不当な要求など）を受けた経験があるか、具体的な内容、及びその際の影響について調査するものである。

本アンケートの実施にあたっては、特別委員会として単独で行うのではなく、ハラスメントを許さないという「議会全体の強固な総意」として、市議会全体で実施する形式をとりたいと考えている。時期や具体的な実施方法については、執行部の人事担当部署等とも綿密な調整を行った上で決定する。

この場で皆に同意をいただきたいのは、特別委員会のみが主体となって実施するのではなく、浜田市議会の総意としてアンケートを実施し、その結果をもとにハラスメント防止条例の制定など、次の段階へ進んでいきたいと考えている。については、議会全体としての同意をいただきたいのであるが、これについて理解してもらえるか。

## ○森谷議員

具体的にどのような方法で匿名性を確保しながら、数百名規模の職員に対してアンケートを行うのか。

## ○川神議員

QRコードを読み込むWeb方式を採用し、執行部を通じて協力を得る。

上がってくるデータは事務局で集約するが、誰が回答したかという個人情報 は決

して分からない仕組みである。項目ごとに人数やパーセンテージを客観的に評価し、個別の意見が外部に漏れることはないと考えている。

**○森谷議員**

その「上がってくる」先はどこなのか。

**○川神議員**

Webのアンケート集約システムである。事務局で作成しており、回答が自動的に集計されるシステムを利用する。

**○濱見次長**

執行部が導入しているアンケート調査システムを利用する予定である。

**○森谷議員**

アンケートの回答はどこにアップされるのかという質問をしている。「アンケートを行います」という回答は求めている。

**○川神議員**

議会事務局に上がってくる。

**○森谷議員**

例えばDX推進課が管理する市のサーバーなのか、それとも市側はノートタッチで事務局のみが使用するサーバーなのか。安全性を確認したい。

**○濱見次長**

市のサーバーである。

**○森谷議員**

市のサーバーであれば、リスクが高い。DX推進課がその気になれば、どこのパソコンから、いつアクセスしたかといった足跡が全て分かるのではないか。

**○濱見次長**

DX推進課に確認したところ、どのパソコンから、どこから入力したかといった情報は分からない仕様になっていると聞いている。

**○森谷議員**

別の質問だが、このアンケートは特定の議員がハラスメントを行っているのではないかという疑惑を確認するものか。対象は議員だけではないのか。例えば職員の上司なども対象になるのか。

**○川神議員**

議員も当然対象であるが、基本的には上司や同僚など、様々な関係性を想定している。

**○森谷議員**

議員は22名しかいないのだから、議員に対してもアンケートを実施してはどうか。

**○川神議員**

現時点では想定していないが、特別委員会の中で意見が出れば、改めて議論することになる。

**○森谷議員**

せっかく調査を行うのであれば、職員の教育不足や困り事の実態をあぶり出すべきである。議員分も項目として追加すべきではないか。

**○川神議員**

特別委員会で意見が出れば、議論をする。

**○小川議員**

アンケート記入にあたり、回答者が特定されてしまうのではないかという不安の声がある。先ほどの説明で一定の配慮がなされていることは理解したが、もし万が一、誰が書いたかを特定しようとする「犯人探し」のような行為が行われた場合、特別委員会及び議会として、それは許されないという態度を明確にし、全体責任として対処する覚悟はあるか。

**○川神議員**

アンケート案には 42 の項目を設けており、回答者が特定されないよう配慮している。それでもなお自由記述を望む方のために記述欄を設けているが、回答者に過度なリスクを負わせない工夫をしている。万が一、そうした事態が発生した際は、議会としても毅然とした態度で臨む必要があると考えている。

**○小川議員**

調査結果の開示範囲についても伺いたい。回答した職員は、調査がどのような結果になったのかを知りたいという意見がある。開示請求があった場合も含め、どの程度まで結果を共有する考えか。

**○川神議員**

客観的なパーセンテージや集計結果については当然公表すべきだと考えている。公表の仕方や開示の範囲については、今後特別委員会で議論し、協力いただいた職員に対して丁寧に説明できるよう努める。これらの方針については正副委員長に一任をいただいているため、人事部門とも協議しつつ対応したい。

**○川上議員**

問 2-1、追加質問という項目について、これを設ける必要があるのか疑問に思う。その理由を説明してほしい。

**○川神議員**

特別委員会内で議論を重ねた結果、たとえ本人が気付かないうちにハラスメントに該当する言動があったとしても、それを改めて認識してもらうために、回答を希望する者には記載してもらうこととした。

**○川上議員**

何でもハラスメントになるご時世であり、この項目は非常に危ういと感じる。

**○川神議員**

川上議員の意見は聞いた。この着地点については、各党派での議論を経て特別委員会に集約されたものであることを理解いただきたい。

**○森谷議員**

議員の名前を書かせるのであれば、上司、先輩、同僚、部下の名前も記入させる

ようにしてはどうか。

**○川神議員**

その視点は特別委員会では議論されていなかった。本日の特別委員会で改めて議論し、判断したい。

**○森谷議員**

調査の生データは、議会の特別委員会では黒塗りなしで見ることができるのか。

**○川神議員**

我々が生データ全てを確認するかについては、基本的にはシステムが集計した数値やパーセンテージで報告を受ける形となる。特別な記載がなされたデータについては閲覧できる可能性があるが、それ以外については、生データといっても客観的な数値データのみを確認することになると考えている。

**○森谷議員**

データで上がってくるという意味が分からない。スマートフォンやパソコンで回答を送信し、市役所のサーバーに送られるのだろう。議会のみが扱えるサーバーであるはずだが、その部分については自動集計されたものしか見られないのか。何百枚ものアンケート回答者一人ひとりの回答内容、いわゆる生データは議員の目には触れないということか。

**○遠藤議員**

前回の委員会では、議長、副議長、委員長、副委員長のみが閲覧できるという説明であったと認識している。

**○森谷議員**

集計作業は誰が行うのか。それらの者がそのような作業を直接行うとは考えにくい。誰が担当するのか。

**○川神議員**

集計については自動集計システムを利用する。システムがデータを読み込み、パーセンテージやグラフとして自動的に出力する仕組みであると聞いている。

**○森谷議員**

私は過去に政治倫理審査会に2度掛けられた経験があるが、いずれも冤罪である。例えば、市役所のカウンターで話が長くなった際に「時間があるときにメールをくれるよう」依頼したところ、メールを強制したとされた。また、結論を求めたことを結論の強制、業務のために許可を得て現場へ向かったことを職員の強制連行とされた。その際にもアンケート調査が行われたが、当時の議員政治倫理審査会では、そのアンケート内容を本人である私には見せないどころか、委員長でさえも閲覧を禁止された。第1回目の審査会は私が公開を求めたにもかかわらず非公開で行われ、吊るし上げのような状態であった。

第2回の議員政治倫理審査会は佐々木議員の主張により公開されたが、運営面で不備が多々あったと感じている。今回のアンケート調査にあたっては、こうした過去の経験を踏まえ、透明性を確保し、適正に運営するよう強くお願いしたい。

## ○川神議員

承知した。本日いただいた上司や同僚の問題などの意見も含め、今後の特別委員会において丁寧に議論を重ねていく。

最終的には、全ての意見を十分に汲み取れるよう配慮し、議会として適正に進めていきたいと考えている。これについて、皆の協力をいただきたいが、良いか。

( 「はい」という声あり )

## 5 地域井戸端会の報告書の共有及び回答の作成等について

### ○議長

資料5を参照されたい。議会広報広聴委員会、大谷委員長、説明をお願いします。

### ○大谷委員長

まず、市内28か所において開催された「地域井戸端会」への対応及び各地区からの報告書の作成、提出にご協力をいただき、お礼を言う。

今後のスケジュール及び回答書の作成手順については、資料1ページ目の表のとおりである。

本日の全員協議会において、各地区から提出された報告書を全議員で共有し、確認する。

その後、6月26日から30日までの期間に行われる6月定例会議の各常任委員会において、報告書に記載された地域住民からの貴重なご意見やご要望についてご協議をいただく。各委員会が設定したメインテーマに関わる意見だけでなく、自由意見として寄せられた多岐にわたるご意見についても、どの項目を取り上げ、どのように市議会としての回答を作成するかを精査していただく。

各委員会で作成された回答案については、7月1日（水曜日）午後2時を期限として提出いただき、それを集約した上で、7月3日に開催される全員協議会において、最終的な回答内容について全体で協議、調整を行う。

その後、7月初旬に、各開催会場への掲示及び市議会ホームページへの掲載により、統一の回答書を公開する流れとなっている。

### ○議長

ただ今の報告に質疑等はあるか。

( 「なし」という声あり )

## 6 その他

### (1) 自由討議について

#### ○議長

議員間で自由討議を行いたい案件が何かあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは自由討議は行わないことに決した。

## (2) 令和7年度における議員の請負状況等の報告について

### ○議長

事務局長、説明をお願いします。

### ○下間局長

資料はない。レジュメを参照されたい。

3月17日の全員協議会で周知したとおり、令和7年度における議員の請負状況等報告書の提出期限は6月30日（火曜日）である。未提出の議員には、本日この全員協議会終了後、改めて様式をメールで送付するので提出をお願いしたい。

### ○議長

ただいまの説明について、質問等はあるか。

（ 「なし」との声あり ）

## (3) その他

### ○議長

事務局長。

### ○下間局長

執行部からの報告事項のところで、後ほど提供することとしていた資料を配信した。総合振興計画審議会委員名簿及びゆうひパーク浜田の収支計画一覧については、本日の全員協議会用フォルダに入れているので、各自確認をお願いしたい。

また、本日議長から説明のあった議会運営における留意事項については、議会図書室のマニュアルフォルダ内に格納している。各自、寝る前に一読しておくようお願いする。

### ○議長

ほかに何かあるか。

（ 「なし」との声あり ）

ないようなので、以上で全員協議会を終了する。

[ 16時53分 閉議 ]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 澁谷 幹 雄